## 各原子力施設の保安規定審査基準(2020.2.5 版)の記載内容

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
関係法令及び保	1. 関係法令及び保安規定の	1. 関係法令及び保安規定の	1)関係法令及び保安規定の	1. 関係法令及び保安規定の				
安規定の遵守の	遵守のための体制(経営責任	遵守のための体制(経営責任	遵守のための体制(経営責任	遵守のための体制(経営責任	遵守のための体制(経営責任	遵守のための体制(経営責任	遵守のための体制(経営責任	遵守のための体制(経営責任
ための体制	者の関与を含む。)に関するこ	者の関与を含む。)に関するこ	者の関与を含む。)に関するこ	者の関与を含む。)に関するこ	者の関与を含む。)に関するこ	者の関与を含む。)に関するこ	者の関与を含む。)に関するこ	者の関与を含む。)に関するこ
7200 00 11 11.	とについては、保安規定に	とについては、保安規定に基	とについては、保安規定に基	とについては、保安規定に基	とについては、保安規定に基	とについては、保安規定に基	とについては、保安規定に基	とについては、保安規定に基
	基づき、要領書、手順書そ	1	づき、要領書、手順書その他	づき、要領書、手順書その他	づき、要領書、手順書その他	I .	づき、要領書、手順書その他	づき、要領書、手順書その他
	の他保安に関する文書につい	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、
	て、重要度等に応じて定め		重要度等に応じて定めるとと	重要度等に応じて定めるとと	重要度等に応じて定めるとと		重要度等に応じて定めるとと	重要度等に応じて定めるとと
	るとともに、これを遵守するこ	もに、これを遵守することが定	もに、これを遵守することが定	もに、これを遵守することが定	もに、これを遵守することが定	もに、これを遵守することが定	もに、これを遵守することが定	もに、これを遵守することが定
	とが定められていること。ま	められていること。また、これ	められていること。また、これ	められていること。また、これ	められていること。また、これ	められていること。また、これ	められていること。また、これ	められていること。また、これ
	た、これらの文書の位置付け	<u>らの文書の位置付け</u> が明確	らの文書の位置付けが明確	<u>らの文書の位置付け</u> が明確	<u>らの文書の位置付け</u> が明確	<u>らの文書の位置付け</u> が明確	<u>らの文書の位置付け</u> が明確	<u>らの文書の位置付けが明確</u>
	が明確にされていること。特	にされていること。特に、経営	にされていること。特に、経営	にされていること。特に、経営	にされていること。特に、経営	にされていること。特に、経営	にされていること。特に、経営	にされていること。特に、経営
	に、経営責任者の積極的な関	責任者の積極的な関与が明	責任者の積極的な関与が明	責任者の積極的な関与が明	責任者の積極的な関与が明	責任者の積極的な関与が明	責任者の積極的な関与が明	責任者の積極的な関与が明
	与が明記されていること。	記されていること。	<u>記されていること。</u>	記されていること。	記されていること。	記されていること。	記されていること。	<u>記されていること。</u>
	   2. 保安のための関係法令及	2. 保安のための関係法令及	   2)保安のための関係法令及	2. 保安のための関係法令及	2. 保安のための関係法令及	2. 保安のための関係法令及	   2. 保安のための関係法令及	   2. 保安のための関係法令及
	び保安規定の遵守を確実に	び保安規定の遵守を確実に	び保安規定の遵守を確実に	び保安規定の遵守を確実に	び保安規定の遵守を確実に	び保安規定の遵守を確実に	び保安規定の遵守を確実に	び保安規定の遵守を確実に
	行うため、コンプライアンス	行うため、コンプライアンス	行うため、コンプライアンスに	行うため、コンプライアンスに	行うため、コンプライアンスに	I .	行うため、コンプライアンスに	行うため、コンプライアンスに
	に係る体制が確実に構築され	 に係る体制が確実に構築され	係る体制が確実に構築されて	係る体制が確実に構築されて	係る体制が確実に構築されて	係る体制が確実に構築されて	係る体制が確実に構築されて	係る体制が確実に構築されて
	ていることが明確となっている	ていることが明確となっている	いることが明確となっているこ	いることが明確となっているこ	いることが明確となっているこ	いることが明確となっているこ	いることが明確となっているこ	いることが明確となっているこ
	している。	<u>こと。</u>	<u>ک</u>	ا کی	ا کی	ا کی	ا کی	<u>Ł.</u>
品質マネジメントシ	1. 品質マネジメントシステム	1. 品質マネジメントシステム	1) 品質マネジメントシステム	1. 品質マネジメントシステム	1. 品質マネジメントシステム	1. 品質マネジメントシステム	1. 品質マネジメントシステム	1. 品質マネジメントシステム
ステム	(以下「QMS」という。)につい	(以下「QMS」という。)につい	(以下「QMS」という。)につい	(以下「QMS」という。)につい	(以下「QMS」という。)につい	(以下「QMS」という。)につい	(以下「QMS」という。)につい	(以下「QMS」という。)につい
	ては、原子炉等規制法第43	ては、原子炉等規制法第23	ては、法第23条第1項若しく	ては、原子炉等規制法第13	ては、原子炉等規制法第44	ては、原子炉等規制法第51	ては、原子炉等規制法第51	ては、原子炉等規制法第52
	条の3の5第1項又は第43条	条第1項又は第26条第1項	は第26条第1項の許可(以下	条第1項又は第16条第1項	条第1項の指定(以下単に	条の2第1項又は第51条の5	条の2第1項又は第51条の5	条第1項又は第55条第1項
	の3の8第1項の許可(以下単	の許可(以下単に「許可」とい	単に「許可」という。)又は法第	の許可(以下単に「許可」とい	「指定」という。)を受けたとこ	第1項の許可(以下単に「許	第1項の許可(以下単に「許	の許可(以下単に「許可」とい
	に「許可」という。)を受けたと	う。)を受けたところによるもの	43条の3の2第2項の認可を	う。)を受けたところによるもの	ろ又は第44条の4第1項の許	可」という。)を受けたところに	可」という。)を受けたところに	う。)を受けたところによるもの
	ころによるものであり、かつ、	であり、かつ、原子力施設の	受けたところによるものであ	であり、かつ、原子力施設の	可(以下単に「許可」という。)	よるものであり、かつ、原子力	よるものであり、かつ、原子力	であり、かつ、原子力施設の
	原子力施設の保安のための	保安のための業務に係る品	り、かつ、原子力施設の保安	保安のための業務に係る品	を受けたところによるものであ	施設の保安のための業務に	施設の保安のための業務に	保安のための業務に係る品
	業務に係る品質管理に必要	質管理に必要な体制の基準	のための業務に係る品質管	質管理に必要な体制の基準	り、かつ、原子力施設の保安	係る品質管理に必要な体制	係る品質管理に必要な体制	質管理に必要な体制の基準
	な体制の基準に関する規則	に関する規則(令和2年原子	理に必要な体制の基準に関	に関する規則(令和2年原子	のための業務に係る品質管	の基準に関する規則(令和2	の基準に関する規則(令和2	に関する規則(令和2年原子
	(令和2年原子力規制委員会	力規制委員会規則第2号。以	する規則(令和2年原子力規	力規制委員会規則第2号。以	理に必要な体制の基準に関	<u>年原子力規制委員会規則第</u>	<u>年原子力規制委員会規則第</u>	力規制委員会規則第2号。以
	規則第2号)及び原子力施設	下「品質管理基準規則」とい	制委員会規則第2号。以下	下「品質管理基準規則」とい	する規則(令和2年原子力規	2号。以下「品質管理基準規	2号。以下「品質管理基準規	下「品質管理基準規則」とい
	の保安のための業務に係る	う。) 及び原子力施設の保安	「品質管理基準規則」という。)	<u>う。)及び原子力施設の保安</u>	制委員会規則第2号)及び原	則」という。)及び原子力施設	則」という。)及び原子力施設	<u>う。)及び原子力施設の保安</u>
	品質管理に必要な体制の基	のための業務に係る品質管	及び原子力施設の保安のた	のための業務に係る品質管	子力施設の保安のための業	の保安のための業務に係る	の保安のための業務に係る	のための業務に係る品質管
	準に関する規則の解釈(原規	理に必要な体制の基準に関	めの業務に係る品質管理に		務に係る品質管理に必要な			
	規発第1912257号-2(令		必要な体制の基準に関する		体制の基準に関する規則の			
	和元年12月25日))を踏まえ	1912257号-2(令和元年	規則の解釈(原規規発第191				規発第1912257号-2(令	
	て定められていること。	12月25日原子力規制委員	2257号-2(令和元年12月					
		会決定))を踏まえて定められ	25日原子力規制委員会決		原子力規制委員会決定))を		制委員会決定))を踏まえて定	
		<u>ていること。</u>		準規則解釈」という。)を踏ま	踏まえて定められていること。	<u>められていること。</u>	<u>められていること。</u>	<u>ていること。</u>
			<u>ること。</u>	<u>えて定められているこ</u>				
				<u> 본。</u>				
	2. 具体的には、保安活動の	2. 具体的には、保安活動の	具体的には、保安活動の計	2. 具体的には、保安活動の	2. 具体的には、保安活動の	2. 具体的には、保安活動の	   2. 具体的には、保安活動の	2. 具体的には、保安活動の
		計画、実施、評価及び改善に		計画、実施、評価及び改善に		計画、実施、評価及び改善に		
	係る組織及び仕組みについ	係る組織及び仕組みについ	る組織及び仕組みについて、		係る組織及び仕組みについ			
		て、安全文化の育成及び維持		て、安全文化の育成及び維持		て、安全文化の育成及び維持		
		の体制や手順書等の位置付		の体制や手順書等の位置付				
		けを含めて、試験研究用等原	を含めて、試験研究用等原子		けを含めて、再処理施設の保		けを含めて、廃棄物管理施設	
		子炉施設の保安活動に関す		活動に関する管理の程度が	安活動に関する管理の程度			
		る管理の程度が把握できるよ		把握できるように定められて		程度が把握できるように定め	程度が把握できるように定め	
		うに定められていること。 ま	に記載されていること。また、			られていること。また、その内		
		た、その内容は、原子力安全		原子力安全に対する重要度			容は、原子力安全に対する重	
	重要度に応じて、その適用の	に対する重要度に応じて、そ	する重要度に応じて、その適	に応じて、その適用の程度を	度に応じて、その適用の程度	要度に応じて、その適用の程	要度に応じて、その適用の程	度に応じて、その適用の程度

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	程度を合理的かつ組織の規	の適用の程度を合理的かつ	用の程度を合理的かつ組織		を合理的かつ組織の規模に		度を合理的かつ組織の規模	を合理的かつ組織の規模に
	模に応じたものとしているとと	組織の規模に応じたものとし	の規模に応じたものとしてい	じたものとしているとともに、	<u>応じたものとしているととも</u>		<u>に応じたものとしているととも</u>	<u>応じたものとしているととも</u>
	もに、定められた内容が、合	ているとともに、定められた内	るとともに、定められた内容	定められた内容が、合理的に	に、定められた内容が、合理	に、定められた内容が、合理	に、定められた内容が、合理	に、定められた内容が、合理
	理的に実現可能なものである	容が、合理的に実現可能なも	が、合理的に実現可能なもの	実現可能なものであること。	的に実現可能なものであるこ	的に実現可能なものであるこ	的に実現可能なものであるこ	的に実現可能なものであるこ
	<u> </u>	<u>のであること。</u>	<u>であること。</u>		<u> </u>	<u>Ł.</u>	<u>Ł.</u>	<u> 논.</u>
	3. その際、要求事項を個別	3. その際、要求事項を個別	その際、要求事項を個別業	3. その際、要求事項を個別	3. その際、要求事項を個別	3. その際、要求事項を個別	3. その際、要求事項を個別	3. その際、要求事項を個別
	業務に展開する具体的な体		務に展開する具体的な体制	業務に展開する具体的な体	業務に展開する具体的な体	業務に展開する具体的な体	業務に展開する具体的な体	業務に展開する具体的な体
	制及び方法について明確にさ	制及び方法について明確にさ	及び方法について明確にされ		制及び方法について明確にさ		制、方法について明確にされ	制及び方法について明確にさ
	れていること。この具体的な	れていること。この具体的な	ていること。この具体的な方	<del></del>	れていること。この具体的な		ていること。この具体的な方	れていること。この具体的な
	方法について保安規定の下	方法について保安規定の下	法について保安規定の下位		方法について保安規定の下	方法について保安規定の下	法について保安規定の下位	
	位文書も含めた文書体系の	位文書も含めた文書体系の 中で定める場合には、当該文	文書も含めた文書体系の中で		位文書も含めた文書体系の	位文書も含めた文書体系の 中で定める場合には、当該文	文書も含めた文書体系の中で	位文書も含めた文書体系の
	中で定める場合には、当該文 書体系について明確にされて	=	定める場合には、当該文書体 系について明確にされている	<del></del>	中で定める場合には、当該文 書体系について明確にされて		定める場合には、当該文書体 系について明確にされてい	中で定める場合には、当該文 書体系について明確にされて
	いること。	いること。	<u> こと。</u>	いること。	いること。	いること。	<u>ること。</u>	いること。
	<del></del>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
	4. 手順書等の保安規定上の	4. 手順書等の保安規定上の	2) 手順書等の保安規定上	4. 手順書等の保安規定上の	4. 手順書等の保安規定上の			4. 手順書等の保安規定上の
	位置付けに関することについ	位置付けに関することについ	の位置付けに関することにつ	位置付けに関することについ	位置付けに関することについ	位置付けに関することについ	位置付けに関することについ	位置付けに関することについ
	ては、要領書、手順書その他	ては、要領書、手順書その他	いては、要領書、手順書その	ては、要領書、手順書その他	ては、要領書、手順書その他	ては、要領書、手順書その他	ては、要領書、手順書その他	
	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、	他保安に関する文書につい	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、	保安に関する文書について、
	これらを遵守するために、重 要度等に応じて、保安規定及	これらを遵守するために、 <u>重</u> 要度等に応じて、保安規定及	て、これらを遵守するために、 重要度等に応じて、保安規定	これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及	これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及	これらを遵守するために、重 要度等に応じて、保安規定及	これらを遵守するために、重 要度等に応じて、保安規定及	これらを遵守するために、 <u>重</u> 要度等に応じて、保安規定及
	びその2次文書、3次文書等	びその2次文書、3次文書等	及びその2次文書、3次文書	びその2次文書、3次文書等	びその2次文書、3次文書等	びその2次文書、3次文書等	びその2次文書、3次文書等	びその2次文書、3次文書等
	といったQMSに係る文書の	といったQMSに係る文書の	等といったQMSに係る文書	といったQMSに係る文書の	といったQMSに係る文書の	といったQMSに係る文書の	といったQMSに係る文書の	といったQMSに係る文書の
	階層的な体系における位置付	階層的な体系における位置付	の階層的な体系における位置	階層的な体系における位置付	階層的な体系における位置付	階層的な体系における位置付	階層的な体系における位置付	階層的な体系における位置付
	けが明確にされていること。	けが明確にされていること。	付けが明確にされていること。	けが明確にされていること。	けが明確にされていること。	けが明確にされていること。	けが明確にされていること。	<u>けが明確にされていること</u> 。
		5. 内部監査の仕組みについ	3)内部監査の仕組みについ			5. 内部監査の仕組みについ	5. 内部監査の仕組みについ	5. 内部監査の仕組みについ
		ては、品質管理基準規則第4 6条第1項及び品質管理基準	ては、品質管理基準規則第4 6条第1項及び品質管理基準	ては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれの		ては、品質管理基準規則第4 6条第1項及び品質管理基準	<u>ては、品質管理基準規則第4</u> 6条第1項及び品質管理基準	ては、品質管理基準規則第4 6条第1項及び品質管理基準
		<u>0米第1頃及び品員官理基準</u>   規則解釈第46条1の規定に	現象   現	ある事故(設計基準事故を除		規則解釈第46条1の規定に	規則解釈第46条1の規定に	規則解釈第46条1の規定に
		基づき、内部監査の対象に関	基づき、内部監査の対象に関	く。)又は重大事故(以下「重		基づき、内部監査の対象に関	基づき、内部監査の対象に関	基づき、内部監査の対象に関
		与していない要員に実施させ	与していない要員に実施させ	大事故等」と総称する。)が発		与していない要員に実施させ	与していない要員に実施させ	与していない要員に実施させ 与していない要員に実施させ
		<mark>ることとしてもよい。</mark>	<mark>ることとしてもよい。</mark>	生しないと評価された場合に		<mark>ることとしてもよい。</mark>	<mark>ることとしてもよい。</mark>	<mark>ることとしてもよい。</mark>
				おいては、品質管理基準規則				
				第46条第1項及び品質管理				
				基準規則解釈第46条1の規 定に基づき、内部監査の対象				
				に関与していない要員に実施				
				させることとしてもよい。				
廃止措置に係るマ			(2)に加え、廃止措置の実施					
ネジメントシステム			に係る組織、文書規定等を定					
			めること。廃止措置の段階に					
			応じて、保安の方法等が明確					
11-MM - 100 27 A	. ***	. = \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	に示されていること。					, pt pp 16 50 ft. pp - 10 1
施設の操作及び	1. 発電用原子炉施設に係る	1	1)廃止措置段階の試験研究		1. 再処理施設に係る保安の	1. 廃棄物管理施設に係る保		
管理を行う者の職 務及び組織	保安のために講ずべき措置に 必要な組織及び各職位の職	に係る保安のために講ずべき 措置に必要な組織及び各職	用寺原ナ炉施設に係る保女   のために講ずべき措置に必要	めに講ずべき措置に必要な組 織及び各職位の職務内容が	ために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容		安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務	ために講ずべき措置に必要な 組織及び各職位の職務内容
行が及び和工権の	務内容が定められているこ		お組織及び各職位の職務内	1	が定められていること。	女な組織及び骨職位の職務   内容が定められていること。	内容が定められていること。	が定められていること。
	と。	いること。	容が定められていること。	200540000000000	N-E09910 CO-0CE.	P147 /20/5/10 CU - SCC.	PIEN /EU/5/10 CU / SCC.	ここで、使用者については、
		- 3-20						加工事業者や再処理事業者
								のように、核燃料物質の取扱
								いに関して保安の監督を行わ
								せる責任者として、核燃料取
								扱主任者免状を有する者を選
								任する義務は課せられていな
								い。 しかしながら、令第41条
		l						しかしなかり、甲毎41米

研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
							が、周辺監視区域外における
							一般公衆の放射線被ばくの観
							点から核燃料物質の数量及
							び組成を規定したもののであ
							ることに鑑みれば、同条に定
							める核燃料物質の使用者に
							おいては、自らの保安活動を
							より確実に遂行していくため、
							核燃料物質の取扱いに関して
							指導・助言を行うに足りる知識
							及び経験等を有する者を保安
							の監督に関する責任者にこと
							並びにその職務及び責任範
							囲が保安規定に明記されてい
							ることが望ましい。これを踏ま
							え、以下の事項が明記されて
							いること。
							(1)保安の監督に関する責任
							者の選任及び配置に関するこ
							٤.
							ここで、保安の監督に関す
							る責任者は、組織の長(代表
							者、工場長又は事業所の長
							等)が、使用施設等の構造、
							核燃料物質の取扱いに関し
							相当の知識及び経験を有す
							る者の中から選任すること及
							び当該責任者は、その職務の
							重要性から、工場又は事業所
							の長等に対し、意見具申でき
							る立場に配置することが明記
							されていること。
							2,10 (3
							(2)保安の監督に関する責任
							者の職務に関すること。
							ここで、職務については、以
							下の事項が明記されているこ
							1 1
							と。   ①組織の長(代表者、工場長
							又は事業所の長等)に対し、
							意見具申等を行うこと。
							②使用施設等の使用又は管
							理に従事する者に対して、
							指導・助言を行うこと。
							③保安教育の実施計画の作
							成、改訂に当たり、その内容
							について、精査、指導・助言
							を行うこと。
							④各種マニュアルの制定、改
							廃に当たり、その内容につ
							いて、精査、指導・助言を行
							うこと。
							⑤使用計画、保全計画等の
							保安上重要な計画の作成、
							改訂に当たり、その内容に
							ついて、精査、指導・助言を
							行うこと。
							(6)保安規定に係る記録の確
	1		3	l .	1	-1	少 体 メ が た に ボ る 記 球 の 惟

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
								認を行うこと。 ⑦法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。
								(3)保安の監督に関する責任者の意見等の尊重 ①組織の長(代表者、工場長又は事業所の長等)は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。 ②使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。
								(4)保安の監督に関する責任 者を補佐する組織 核燃料物質の使用等を行う 工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所の組織とりに複数の使用施設等が存在 する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。
								(5)保安の監督に関する責任 者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う 工場又は事業所の組織たりに複数の使用施設等が会合には、十分なら 安監督業督に関する責任 安監督業督に関するもの代行者をあらいとが望者にし、この場合、保安の監督にとが望替にしておくことが望替に関するの、保安のとがはしい。この場合、の選任といいのでは、(1)と同様の事項が明記されていること。
主任者の職務の 範囲等	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	1. 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う 試験研究用等原子炉主任技 術者の選任について定められていること。	2) <u>廃止措置主任者</u> の選任に関すること				下「核燃料物質等」という。)の 取扱いに関し、保安の監督を 行う廃棄物取扱主任者の選	該当なし
	2. 発電用原子炉主任技術者 が保安の監督の責務を十分	2. 試験研究用等原子炉主任 技術者が保安の監督の責務		2. 核燃料取扱主任者が保安 の監督の責務を十分に果た				

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	に果たすことができるようにす	を十分に果たすことができる	止措置主任者」という。)とし	すことができるようにするた	すことができるようにするた	すことができるようにするた	すことができるようにするた	
	るため、原子炉等規制法第4	ようにするため、原子炉等規	て、核燃料物質や放射性廃棄	め、原子炉等規制法第22条	め、原子炉等規制法第50条	め、原子炉等規制法第51条	め、原子炉等規制法第51条	
	3条の3の26第2項において	制法第42条第1項に規定す	物の取扱い及び管理に関す	の4第1項に規定する要件を	の2第2項において準用する	の21に規定する要件を満た	の21 <u>第1項</u> に規定する要件	
	準用する第42条第1項に規	る要件を満たすことを含め、	る専門的知識及び実務経験	満たすことを含め、職務範囲	第22条の4第1項に規定する	すことを含め、職務範囲及び	を満たすことを含め、職務範	
	定する要件を満たすことを含	職務範囲及びその内容(試験	を有する者を廃止措置の段階	及びその内容(加工設備の操	要件を満たすことを含め、職	その内容(廃棄物管理設備の	囲及びその内容について適	
	め、職務範囲及びその内容	研究用等原子炉の運転に従	に応じて配置することが、その	作に従事する者は、核燃料取	務範囲及びその内容(再処理	操作に従事する者は、廃棄物	切に定められていること。ま	
	(発電用原子炉の運転に従事	事する者は、試験研究用等原	職務及び責任範囲と併せて	扱主任者が保安のために行う	設備の操作に従事する者は、	取扱主任者が保安のために	た、廃棄物取扱主任者が保安	
	する者は、発電用原子炉主任	子炉主任技術者が保安のた	定められていること。また、廃	指示に従うことを含む。)につ	核燃料取扱主任者が <u>核燃料</u>	行う指示に従うことを含む。)	の監督を適切に行う上で、必	
	技術者が保安のために行う指	めに行う指示に従うことを含	止措置主任者が保安の監督	いて適切に定められているこ	物質の取扱いに関して保安の	について適切に定められてい	要な権限及び組織上の位置	
	示に従うことを含む。)につい	<u>む。)について適切に定められ</u>	を適切に行う上で、必要な権	と。また、核燃料取扱主任者	ために行う指示に従うことを	ること。また、廃棄物取扱主任	付けがなされていること。	
	て適切に定められていること。	ていること。また、試験研究用	限及び組織上の位置付けが	が保安の監督を適切に行う上	含む。)について適切に定めら	者が保安の監督を適切に行う		
	また、発電用原子炉主任技術	等原子炉主任技術者が保安	<u>なされていること。</u>	で、必要な権限及び組織上の	れていること。また、核燃料取	上で、必要な権限及び組織上		
	者が保安の監督を適切に行う	の監督を適切に行う上で、必	<u>なお、法第43条の3の2</u> の	位置付けがなされていること。	扱主任者が保安の監督を適	の位置付けがなされているこ		
	上で、必要な権限及び組織上	要な権限及び組織上の位置	廃止措置計画の認可を受け		切に行う上で、必要な権限及	ے		
	の位置付けがなされているこ	付けがなされていること。	るとともに、試験研究用等原		び組織上の位置付けがなされ			
	ے ا		子炉の機能停止措置を行った		ていること。			
			場合は、法第40条第1項の					
	3. 特に、発電用原子炉主任	3. 特に、試験研究用等原子	「試験研究用等原子炉の運		3. 特に、核燃料取扱主任者	3. 特に、廃棄物取扱主任者	l .	
		<u>炉主任技術者が保安の監督</u>	転」を行うものではないことか		が保安の監督に支障を来すこ	が保安の監督に支障を来すこ	が保安の監督に支障を来すこ	
	を来すことがないよう、上位		ら、その旨の保安規定の変更		とがないよう、上位者等との関	とがないよう、上位者等との関	とがないよう、上位者等との関	
		上位者等との関係において独			係において独立性が確保され	係において独立性が確保され	係において独立性が確保され	
	性が確保されていること。な	立性が確保されていること。な	については、同項の規定によ		l .	ていること。なお、必ずしも廃	ていること。なお、必ずしも廃	
	お、必ずしも工場又は事業所	お、必ずしも事業所の保安組	る当該試験研究用等原子炉	工施設の保安組織から核燃	処理施設の保安組織から核	棄物管理施設の保安組織か	棄物埋設施設の保安組織か	
	の保安組織から発電用原子	織から試験研究用等原子炉	に係る試験研究用等原子炉	料取扱主任者が独立してい	燃料取扱主任者が独立してい	ら廃棄物取扱主任者が独立し	ら廃棄物取扱主任者が独立し	
	炉主任技術者が <u>独立</u> している	主任技術者が、独立している	主任技術者の選任を要しな	ることが求められるものでは	ることが求められるものでは	ていることが求められるもの	ていることが求められるもの	
	ことが求められるものではな	<u>ことが求められるものではな</u>	い。	ない。	ない。	ではない。	ではない。	
	lν <sub>°</sub>	<u>L1</u> °	ただし、原子炉設置者は、					
			廃止措置を行うに当たって					
	4. 電気主任技術者及びボイ		は、一般公衆や放射線業務					
	ラー・タービン主任技術者が		従事者の線量が原子力規制					
	保安の監督の責務を十分に		委員会の定める線量限度を					
	果たすことができるようにする		超えないよう、その進捗に応じ					
	ため、電気事業法第43条第		て、核燃料物質や放射性廃棄					
	4項に規定する要件を満たす		物の取扱い等に関し、適切に					
	ことを含め、職務範囲及びそ		措置を講じる責任がある。					
	の内容について適切に定めら		すなわち、原子炉設置者					
	れていること。また、電気主任		は、施設内に核燃料物質が存					
	技術者及びボイラー・タービン		在する場合には、核燃料物質					
	主任技術者が保安の監督を		の取扱い、放射性廃棄物の取					
	適切に行う上で、必要な権限		扱い及び解体作業に係る被					
	及び組織上の位置付けがなさ		ばく管理に関する措置を、施					
	れていること。		設内から全ての核燃料物質を					
			搬出した場合には放射性廃棄物の取扱いるが紹生作業					
	5. 発電用原子炉主任技術		棄物の取扱い及び解体作業					
	者、電気主任技術者及びボイ		に係る被ばく管理に関する措					
	ラー・タービン主任技術者が		置を講じる責任がある。					
	相互の職務について情報を共							
	有し、意思疎通を図ることが							
	定められていること。							
保安教育	1. 発電用原子炉施設の運転	<u>1. 試験研</u> 究用等原子炉施設	1)試験研究用等原子炉施設	1. 加工施設の操作及び管理	<u>1. 再処理施設の操作及び管</u>	1. 廃棄物管理施設の操作及	1. 廃棄物埋設施設の管理を	1. 使用施設等の管理を行う
				を行う者(役務を供給する事				
	給する事業者に属する者を含	他試験研究用等原子炉を利	務を供給する事業者に属する	業者に属する者を含む。以下	事業者に属する者を含む。以	する事業者に属する者を含	者に属する者を含む。以下	属する者を含む。以下「従業
	む。以下「従業員」という。)に	用する者(役務を供給する事	者を含む。以下「従業員」とい	「従業員」という。)について、	下「従業員」という。)につい	む。以下「 <u>従業員</u> 」という。)に	「従業員」という。)について、	員」という。)について、保安教
	ついて、保安教育実施方針が	業者に属する者を含む。以下	う。)について、保安教育実施	保安教育実施方針が定めら	て、保安教育実施方針が定め	ついて、保安教育実施方針が	保安教育実施方針が定めら	
	定められていること。	「従業員等」という。)につい	方針が定められていること。	れていること。	られていること。	定められていること。	れていること。	<u>こと。</u>
		て、保安教育実施方針が定め						
		<u>られていること。</u>						
	<del></del>	<del></del>	<del></del>	·	<del></del>	<del></del>	<del></del>	<del></del>

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	(該当なし)	2. 保安教育の内定められていること。 (1)関係法令及び保安規定の遵守に関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 (2)試験研究用等原及び通性能及び運転に関すること。 (3)放射線管理に関すること。 (4)核燃料物質及び核燃料物質によって関すること。 (4)核燃料物質を表された物の取扱いに関すること。 (5)非常時の場合にと。 (6)その他試験研究用等原子に関し必要な事項	2)保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。 a)関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 b)試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。 c)試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。 d)放射線管理に関すること。 e)核燃料物質及びされた物の取扱いに関すること。 f)非常時の場合に講ず、き処置)その他試験の保安教育に関するに係る保安教育に関いを表し、要)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)
	育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に 保安教育を実施することが定 められていること。	3. 従業員等について、保安 教育実施方針に基づき、保安 教育実施計画を定め、計画的 に保安教育を実施することが 定められていること。	育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に 保安教育を実施することが定 められていること。	育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に 保安教育を実施することが定 められていること。	育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に 保安教育を実施することが定 められていること。	育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に 保安教育を実施することが定 められていること。	育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
	l .	4. 従業員等について、保安 教育実施方針に基づいた保 安教育実施状況を確認するこ とが定められていること。		育実施方針に基づいた保安	育実施方針に基づいた保安		育実施方針に基づいた保安	
	て、関係法令及び保安規定へ の抵触を起こさないことを徹	の抵触を起こさないことを徹 底する観点から、具体的な保 安教育の内容、その見直しの	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	て、関係法令及び保安規定へ の抵触を起こさないことを徹 底する観点から、具体的な保 安教育の内容、その見直しの	て、関係法令及び保安規定へ の抵触を起こさないことを徹 底する観点から、具体的な保 安教育の内容、その見直しの	4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	て、関係法令及び保安規定へ の抵触を起こさないことを徹 底する観点から、具体的な保 安教育の内容、その見直しの	て、関係法令及び保安規定へ の抵触を起こさないことを徹
操作を行う体制、 確認すべき事項、 異状があった場合 の措置等	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について 定められていること。			1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	1. 再処理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。		該当なし	1. 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について 定められていること。
7 Jul 100. 12	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。			2. 加工施設の操作及び管理 に係る <u>組織内規程類</u> を作成 することが定められているこ と。	2. 再処理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	2. 廃棄物管理施設の操作及 び管理に係る組織内規程類を 作成することが定められてい ること。		2. 使用施設等の管理に係る 組織内規程類を作成すること が定められていること。

研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
			3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	(該当なし)		3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。
3. 運転員の引継時に実べき事項について定めらいること。			4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。		4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。		4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。
4. 発電用原子炉の起動他の発電用原子炉の運当たって確認すべき事項いて定められていること。	転に 動その他の試験研究用等原		5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	5. 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	当たって確認すべき事項につ		5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。
	等の配置及び配置替えに 伴う炉心特性の算定及び その結果の承認に関する こと。 な(予 6. 地震、火災等の発生時等 む。) に講ずべき措置について定め		6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定めら	6. 地震、火災・有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)	6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定めら		6. 地震、火災等の発生時等 に講ずべき措置について定め られていること。
等の発生時に講ずべき について定められている。	措置 られていること。		れていること。		れていること。		
7. 発電用原子炉施設のな機能に関して、安全機有する系統及び機器、重故等対処設備等について転状態に対応した運転制限(Limiting Condition Operation。以下「LCO」う。)、LCOを逸脱していことの確認(以下「サークンス」という。)の実施方び頻度、LCOを逸脱したに要求される措置(以下「要求される措置」というびに要求される措置」というびに要求される措置の完間(Allowed Outage Time	能大 本 で で で で で で で で で で で で で		(以下、該当なし)	(以下、該当なし)	(以下、該当なし)		(以下、該当なし)
間 (Allowed Outage Time 下「AOT」という。) が定めていること。			7				

	研開炉		研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	なお、LCO等は、許可を受け	***************************************	7,750, 135—13—7		1000 = 1000			
	たところによる安全解析の前							
	提条件又はその他の設計条							
	件を満足するように定められ							
	ていること。							
	法については、確認する機能							
	が必要となる事故時等の条							
	件で必要な性能が発揮でき							
	るかどうかを確認(以下「実							
	条件性能確認」という。)する							
	ために十分な方法(事故時等							
	の条件を模擬できない場合等							
	においては、実条件性能確認							
	に相当する方法であることが							
	検証された代替の方法を含む、							
	む。)が定められていること。							
	また、サーベイランス及び要							
	求される措置を実施する時期							
	の延長に関する考え方、サー							
	<u>ベイランス</u> の際のLCOの取扱							
	い等が定められていること。							
	9. LCOを <u>逸脱した</u> 場合につ							
	いて、事象発見からLCOに係							
	る判断までの対応目安時間							
	等を組織内規程類に定めるこ							
	と及び要求される措置等の取							
	扱方法が定められているこ							
	ا <u>د</u> .							
	10. LCOに係る記録の作成							
	について定められていること。							
	11. LCOを逸脱した場合の							
	ほか、緊急遮断等の異常発							
	生時や監視項目が警報設定							
	値を超過するなどの異状があ							
	った場合の基本的対応事項							
	及び講ずべき措置並びに異							
	常収束後の措置について定							
	められていること。							
	12. LCOが設定されている							
	設備等について、予防保全を							
	目的とした保全作業をその機							
	能が要求されている発電用原							
	<u>能が要求されている発電用原</u>   子炉の状態においてやむを得							
	ず行う場合には、当該保全作業が限党され、原則として4つ							
	業が限定され、原則としてAO							
	T内に完了することとし、必要							
	な安全措置を定め、確率論的							
	<u>リスク評価(PRA:</u>							
	Probabilistic Risk							
	Assessment)等を用いて措置							
	の有効性を検証することが定							
	められていること。							
運転期間	1. 発電用原子炉の運転期間	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

機能が立たが東京の正式 を正式。 2 都所のの分かけ野春モ けったが東京の山下のの香料と乗 の日本のとなるの間にして いとした。 3 参加福本年間と2年に、成明 第12年を表生に大きた日本 を企業を表生の大きなの間にして いとした。 3 参加福本日本にと地に日本 を企業を表生の大きなの間をなる。 を企業を表生の大きなの間をなる。 を企業を表生の大きなの間をなる。 を企業を表生の大きなのの間 地に大きなるがあります。 を基本を対してあるからな を表するというななる。 を表を対してあるからな の部でも、日本のではまます。 の部でも、日本のではまます。 の部でも、日本のではまます。 のまたが、日本のでは	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
であっていたがあったいと ことがあったのからは知識を 行うことが思わないたいと ことがあったがあったいと ことがあったがあったいと ことがあったがあったいと ことがあったがあると があったいと 「おいった」 「	の範囲内で、発電用原子炉を							
② 地質のの単性がある。 ② 地質のの単性がある。 ② 地質のの単性がある。 ② 地質にある。								
② (								
おっとの対象のおよれでも合 と、大阪、原本的の自身を持 は								
おっとの対象のおよれでも合 と、大阪、原本的の自身を持 は	2 取替炉心の安全性評価を							
と、4.5 年 現時での完全性 野野田川・AMPMは、無数 野田田川・AMPMは、無数 野田田川・AMPMは、無数 野田田川・AMPMは、大田田川 一名の日本日本に上の成別 のよる社会がたいがありた。 のよる社会が表現でありた。 のよる社会が表現でありた。 のよる社会が表現でありた。 のないでからない際間 の表現している原理の関係 では、アルタフリールの展別側 の表現している原理の関係 では、アルタフリールの展別側 の表現している原理の関係 を観が表現を表現を表現 では、アルタフリールの展別側 の表現している原理の関係 のは、アルタンリールの展別側 のは、アルタンリールの展別 のは、アルタンリールのアンリールの 原列のアンリールのアンリールの 原列のアンリールのアンリールの のは、アルタンリールのアンリールの 原列のアンリールのアンリールのアンリールの のは、アルタンリールのアンリーのアンリールのアンリーのアンリールのアンリーのアンリーのアンリールのアンリーのアンリールのアンリーのアンリーのアンリーのアンリーのアンリーのアンリーのアンリーのアンリー								
特別・利用・高速数								
関係のおかったように対しているのは今文集 の国味らかでように対した。東朝 全に発生力化の企業を建し、 全に発生力化の企業を決し、 を会に対したのできる。 を会に対したのできる。 を会に対したのできる。 を表して変したのできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 を表しているのできる。 を表しているのできる。 を表しているのできる。 を表しているのできる。 を表しているのできる。 を表しているのできる。 を表しているのできる。 できる。 のできる。								
の問題の対象を利用にして いたこと。								
業に定金されたが急を取ら る無きなどは乗んの所属から をはないました。 をはないました。 をはまった。 をはまった。 をは、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいないないないないないないないないないないないないないないないないないな								
業に定金されたが急を取ら る無きなどは乗んの所属から をはないました。 をはないました。 をはまった。 をはまった。 をは、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいない知識。 (は、のないけれいないないないないないないないないないないないないないないないないないな	3 発電田原子恒ブレー 説明							
全体を受けませんであった。								
多点是我打除我の問題から 選生活動態。全級自然を必要 協い。京京太和殿以廣東田原 北上原籍から東西中野 中下できまで政 同い。かからいずかの以・網回 の温田化、田野田県・田野田県 は、東田県・大田県・田田県 を、								
定金を展し、空間を受用して 子が見知り、空間の支援事 最								
新から東京美術園(大東山南 子民起加から近いたは 地震・近々によってきている 地震・近々を表現を登れる。 地震・地域を多別な多数を開発を発発 を実施すてら着地図の名か上。 地比して、東州国の子のの変 地側に「東海等を表面が低 ブレミカルの状態の定形等表 が最近にあっている。 を表現の音子であったが、 側が正はおいていることな を表現の音子であったが、 地域・地域・といることな を表現の音子であったが、 地域・地域・といることな を表現の音子であったが、 地域・地域・といることな を表現の音子であったが、 地域・地域・といることな を表現を自然を対している。 地域・地域・といることな を表現を表現がある。 の変更したが、 に関係を関係とないとことな が、 は、 に関係を関係とないとことな の変更しかも表現のの事態は、 での表現の自身のに (平成の動成のに自身のに (平成の動成のに自身のに にで発表される自身の自身の (平成の動成のに自身に を表したで記れていること。 も、 を関係を対していること。 も、 地域に対していること。 も、 地域に対していること。 も、 を表して記れていること。 も、 を表して記れていること。 も、 を表していることが、 を表していることが、 も、 を表していることが、 も、 を表していることが、 も、 を表していることが、 も、 は、 に関係を関係を表していること。 も、 を表していることが、 も、 を表していることが、 も、 を表していることが、 も、 を表していることが、 も、 を表していることが、 も、 も、 を表していることが、 も、 を表しているとない。 も、 を表していることが、 も、 を表しているとない。 も、 を表しているとない。 も、 を表しているとない。 も、 を表しているとない。 も、 を表しているとない。 も、 を表しているとない。 も、 を表しているとない。 を表しているとない。 を表しているとない。 を表しているとない。 を表しているとない。 を表しているとない。 を表しているとない。 を表しているとない。 を表しているとないないるないないないないないないないないないないないないないないないない								
奏を ・								
接金質問分でもから上来質 周見子即作是中立もなり別問 の、のういですれか強い別問 のも関介で、自動所が無対策の を起いて、全部が無力が必要 を起いて、全部があります。 を経験に受視性を含むをおけます。 を接着を目的するために会質 の上を上がらいる主義で、 の上を関係していること。な を、金製用面子がの基本側 の 20世によれらては、発達面 の 20世によれらなでは、発達面 の 20世によれらなでは、発達面 の 20世に 対しては、発達面 の 20世に 対しては、発達面 の 20世に 対していること。 ・ は個別の外容は、「と気を含めていること。 ・ は同様を引用するできない。 で、そのでは高くしいること。 ・ は同様を引用するできない。 ・ は同様を引用するのものものでは、「とは関係を関係していること。 ・ は同様を必要していること。 ・ は同様を必要していること。 ・ は同様を必要していること。 ・ は同様を必要していること。 ・ と表明面子がいること。 ・ と表明の子がよっていること。 ・ と表明面子がいること。 ・ と表れることは、研解を は関係が、とないること。 ・ と表明ることは、研解を は数することとないること。 ・ と表明の子がよりには、研解を は数することとないること。 ・ と表明の子がよりには、研解を は数することとないること。 ・ と表れることとないること。 ・ と表れることとないること。 ・ と表れることとは、一般的 に述るすることとないること。 ・ と表れることとないること。 ・ と述れることとないること。 ・ と述れることとないることとないること。								
間の、のうちいずかかない期間 の原則ので、居伊が見知問題 1年に定める東西 主義性が良知のなりたよ 現とし、東南川の大田の原 主義性が良知のなりたよ 現成して、東南川の大田の原 主義性が自然でありた。 では、中国に大田の周 関かりな話されている。 は、大田の原子がの正当期回 の変更にある。これに、中国 原子がの正は、野山 産子がを起してから変用 主きを含めが見てる。これに、中国 原子がを起してから変用 主きを含めが見てる。これに、中国 原子がを起してから変形 主きを必要している。 ・ 一部が原則の方はました。 は、近点を作える。これに、一定 ・ 「一部が原則の方は、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で								
製造の方式ですかか短い機関 の原因内で、財政関連解析 1 気に定める実用事業者検査 を表面する管理の実施の国際生  提出して、会理用原子炉の選  和間に変用よる性の必要  T によりから取回の実施事業  主教を変を競技するが、この  製力が高が高いていること  のの語に当かっては、参理用  定子をを起いていること  対面が現り当てアをなっては、表理用  定子をを起いていること  対面が現り当てアをなっては、表理用  で子を起いていること  対面が現り当てアをなっては、表理用  で子を起いていること  対面が現り当てアをなっては、表理用  に実用を用限子が版史と  「実用を用限子が版史と  「実用を用限子が版史と  「実用を用限子が版史と  「実用を用限子が版史と  「実用を可用といいること  4 地に、対象見を対して、会主  電面を主かの記念目記号  「平成でおりまかにより目り日  原本力規制を直急波と)と  を含えていること  5 ・免 を用限子がの運動制制  を基をして正していること  5 ・免 を用限子がの運動制制  を基をする場合していること  5 ・免 を用限子がの運動制制  を基をする場合していること  5 ・免 を用限子がの運動制制  を基をする場合していること  5 ・免 を用限子がの運動制制  を提供者に受けるがより、対象的  を選択するを表がより、表述  を記述するを見ます。  の の 名かをよったいること  1 電景を含まるとなった。 表述 自動が見								
の範囲ので、研想が規則医別  1 生に定める定野東全台を基  を集けて名時間のどの定量  短期に近期半星を検索が生  アル・日から次回な期半星  者後を表別をするために発生  開展するために発生  開展するために発生  開放するために大きないる。としな  2 を表別をはったいる。としな  3 を表別をはったいる。としな  4 を表別をはったいる。としな  5 を表別をはったい。素別用  医子のを見ない。ため定期半 基本を変が終すずるまでの  開始が規則を77年度は現  の意としいもない。  「実用表明を用きが確認を77年のは  「実用表明を用きが成別を77年のは  「実用を用きが表別といる。  1 には、自然を用きにおいて、会  「理用を手がありため」  「実用を表別との言と  「生活を認めし、その目が日  医子方が出てを表別。  を考して記載してもると  4 特に、開展目において、会  理用を手があると  の変更の有単の表別につる。  5 を表別を表別を表別といる。  5 ・ を連用を手がの意味が明めた。  5 ・ を連用を手がの運転制度を要  変に任う基準を変更が出ましま。  5 ・ を連用を手がのでは、開発が明  規則あらからまに皮がな変別を  提別を10年には、開発が明  規則を10年により、現所的  に起えずるととなっていること  5 ・ を連用を手がのでは、関係が明  と述えたがあるとは、規則が明  と述えたがあるとは、規則が明  と述えたがあるとは、規則が明  と述えたがあるとなっていること								
1条に定める比較可要を検査 変換すでも時期の区分を上 理として、発電用用子子の速 柱間所に知事を大心になると、在 活動を急間というの主義を 同かななたいていると、と、在 3、重視用子子の連手のの重視開 男子がをかいていると、は 3の重しの影響をお破すするまでの 開致を規則をアク集を4度 の変更しの影響をの解すた。 「変用を進用ル子が施設にお 「変用を単原子が施設にお 「変用を進用ル子が施設にお 「変用を進用ル子が施設にお 「変用を出用ル子が施設にお 「変用を出用ル子が振力にある。 ・ 機能と現ましていること。 4 物に、目標を記さいて、表 電用品子子の重数用の意象 変更して記していること。 4 物に、目標とにおいて、表 電用品子子の重数用の意象 変更して記していること。 5、発電用房子のの重数制の 変更していること。 5、発電用房子のの重数制の 変更していること。 6、発電用房子のの重数制の 変更していること。 6、発電用房子のの重数制の 変更していること。 6、発電用房子のの重数制の 変更していること。 6、発電用房子のの重数制制の 変更していること。 6、発電用房子のの重数制制 変更していること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更していること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更していること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更していること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更していること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更していること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更していること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更していること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更なるととをしていること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更なるとととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更なるとととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更なるとととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制の 変更なるとととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制の 変更なるとととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制の 変更なるとととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制の 変更なるとととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制の 変更なるとととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制の 変更なるとととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制の 変更なるととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制の 変更なるととしていること。 6、発電用房子のの重数制制の 変更なるととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更なるととなっていること。 6、発電用房子のの重数制制を 変更なると、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、								
を実施すべき時期の医分を上 配用版で原発・素色療法が終								
短上に 発電用用子序の選 転別 に定用を全を進去が終 プレーロから次回の定開事業 着検査を開かていること。な が、受証用用子序の発起期間 処子序を担助してから定測事業 着検査を似てから定測事業 着検査を似てから定測事業 の見証しの結果の外容は、「 実用発電用子序形成にお ける高柱率化対策変能がイト に個型や影形が1308198号 (呼ん25時尚に4年7月19日 原子力熱財産を設計イト 上に個型や影形は4年7月19日 原子力熱財産を設計が、4年7月19日 原子力熱財産を設計が、4年7月19日 の更立の有様見を決定が、表 空用用子房の液を顕樹の変 更に下が表別 ないこと。								
世別的(定則要素を含か)を								
T(た日から次回の定期・素 養後者を削減するために急電 用圧子炉を停止する正での期 削が部記を入ていること。な あ。発生間底子炉の造出機性 の建立に当たっては、発生用 医子炉を避免してから定機性 支着核重が終けするまでの 筋配も適息していること。 研閲が現間を77条点の項 の見重しの服金の円容は、 「実用核用原子炉配における高硬件と万東実施ガイト」の高速を1989号 (平成2284まな196月19日 原子力規制を含金決定1)を 参考として記載していること。 4. 特に、同格果において、発 電用原子炉の塗転期間の変 更上(千分基別数で10分とと。 4. 特に、同格果において、発 電用原子炉の塗転期間の変 更上(千分基別数で10分とと。 5. 全型用医子炉の塗転期間 を延長する可含を原性 基制度子がかとなっていること。 5. 全型用医子炉の塗転期間 を延長する場合には、研修炉 基制第61条に20分を原性 基制度子が成分を指摘り を開展子炉の塗転期間 を延長でも含むには、研修炉 基制度子が成分を指摘の の区分を上限として、原際的 に販量することとなっていること。								
着金金を開始するために発電 開展子がを使出する室での照 削が記載されていること。 お、発生用度子がの金融開間 の設置に当たっては、発生用 展子が変更以上いること。 研想が表現していること。 研想が展別施工でも数異の外型は、 「実用発生開展子が設定と リースを整合といる主義の外型は、 「実用発生制度子を強引である190号 (平成25誌当の14年の191日 原子力度制を自身会決定))を 参考として記載していること。 4、特に、同様型とおいて、発 電出展子がの金融別側の裏 変してピン最新施設管理方針 の変更の手類の企業の別回の裏 変してデアの金融別側の裏 変してデアの金融別側の裏 変してデアの金融別間の裏 変してデアの金融別間の裏 変してデアの金融別間の 変更による命音には、傾間に 規想影が多に定るかる定別中 素色表を変換すべき時別 のを受えの用まりには、砂面に 現態形が、発きした。 1 を表するを意じは、砂面に 現態形が、発きしていると記述 のの名かと思いていること。								
開展子呼を発生する生の類 間が記念性おれていること。 え、整理用原子呼の連起期間 の変にこめては、発型用 原子形を起動していること。 使間呼吸削あ了方度が4項 の変 国しの数素の内容は、 「実用疾症刑尿子呼吸説におけ する高程年化財産施助力イ ドノ(原管外薬190年919日 原子力規制委員を決定))を 参考してお起していること。 4. 特に、同務果において、免 受用原子炉の運生期間の変 更工作与及期放金や型方針 の変 更の有無及はその理由 が明らかとなっていること。 5. 余電所足子炉の運生期間 を延長でもつ場合 が明らかとなっていること。 5. 余電所足子炉の電圧期間 を延長でもつ場合 が明らかとなっていること。 5. 余電所足子炉の電圧期間 を延長でもつ場合 が明らかとなっていること。 1. 余電所足子炉の電圧期間 を延長でもつ場合 が明らかとなっていること。 1. 余電所足子炉の電圧期間 を延長でもつ場合 が明らかとなっていること。 1. 余電所足子炉の電圧期間 を延長でもつ場合 が明らかとなっていること。 1. 余電所足子炉の電圧期間 を延長でもつ場合 が明らかとなっていること。 1. 余電所足子炉の電圧期間 を延長でもつ場合 が明らかとなっていること。 1. 余電所足子炉の電圧期間 を延長でもつ場合 が明らかとなっていること。 1. 余電所足子炉の電圧期間 を延長でもつ場合 が明らかとなっていること。 1. 余電が足子炉の電圧期間 を延長でもつ場合 を延長でもつ場合 の返去とととなっていること。 1. などに定めるとは、明節 現態がありまった。 1. などに定めるとは、明節 現態がありまった。 1. などに定めるとは、明節 現態がありまった。 1. などに定めるとは、明節 現態がありまった。 1. などに定めるとは、明節 現態がありまった。 1. などに定めるとは、明節 現態がありまった。 1. などに定めるとは、明節 を延長でもつきが明め の返去とととなっていること。								
間が記載されていること。								
お、金を用原子の②連転側側 の設に与たっては、表徴用 原子炉を起動してから定規事 業者複多が終了するまでの 期間と考慮していること。  ・								
の設定に当たっては、発電用 原子炉を起してから定り 変化を含が終了するまでの 研研炉規則第77条第4項 の見直しの結果の内容は、 「実用発電用原子炉原設にお ける高経年化労費実施ガイ ドノ(原管や第31306188号 (平成25装金ない参6月19日 原子力規制委員会決定)と 参考として記載していること。 4. 特に、同結果において、発 電用原子炉の運転期間の変 更に伴う多段階級管理方針 の変更の有無などその理由 が弱らかとなっていること。 5. 免電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研問炉 規則第51条に定める定期・ 業名検査を実施すべき時期 の区分を上限している。								
原子炉を起動してから定機車 差套を含が終了するまでの 期間・考慮していること。 研開が規則第77条第4項 の見直しの結果の内容は、 「実用発電用原子炉施設にお ける高額年化対策実施力イト」(原管Pを第1306198号 (平成26該当なし年6月19日 原子力規制委員会決定1)を 参考として記載していること。 4. 特に、同結果において、発 電用原子炉の運転期間の変 更に伴う長期施設管理方針 の変更の有無及びその理由 が明らかとなっていること。 5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研制庁 規則等51条に定める定規手 表書検査を実施すべき時期 の医分を上限として、授幣的 に延長するととなっているこ								
業者検査が終了するまでの 翅間も考慮していること。 砂開節境風見第77条第4項 の見慮しの結果の内容は、「 「実用発電用肝子肺酸にお ける高軽年化対策実施ガイ ト・「原管P参第306198号 (平成25該当な1年6月19日 原子力規制委員会決定))を 参考として記載していること。 4. 特に、同結果において、発 電用原子炉の運転開向の変 更に伴う長期施設管理方針 の変更の有無及びその理由 が明らかとなっていること。 5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研開炉 規則添りに外に定める定期等 業者検査を実施すべき時期 の区分を上限として、段階的 に延長することとなっている。								
期間も考慮していること。  ・ 研問中規則第77条第4項 の見直しの結果の内容は、 「美用発電用手が施設にお ける高度年にが開発第306198号 (平成25数:当ない年6月19日 原子力規制を自会決定))を 参考として配置していること。  4. 特に、同結果において、発 電用原子炉の電転別間の変 更に伴う長期施設管理方針 の変更の有無及びその理由 が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研開炉 規則第51条に定める定期率 業者接査を実施すべき時期 の区分を上極として、段階的 に延長することとなっている。	界十分を起動してから正規事							
の見直しの結果の内容は、 「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイ ビ」(原管P発育1306198号 (平成25該当なし年6月19日 原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。  4. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に作う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっているこ								
「実用発電用原子炉施設における高軽年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号 (平成25該当なし年6月19日 原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。  4. 特に、同結果において、発 電用原子炉の運転期間の変 更に伴う長期施設管理方針 の変更の有無及ひその理由 が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研開炉 規則第51条に定める定期事 業者検査を実施すべき時期 の区分を上限として、段階的 に延長することとなっているこ								
ける高経年化対策実施ガイ ド」(原管P発第1306198号 (平成25該当なし年6月19日 原子力規制委員会決定))を 参考として記載していること。 4. 特に、同結果において、発 電用原子炉の運転期間の変 更に伴う長期施設管理方針 の変更の有無及びその理由 が明らかとなっているこ。 5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研閲炉 規則第51条に定める定期事 業者検査を実施すべき時期 の区分を上限として、段階的 に延長することとなっているこ								
ドJ (原管P発第1306198号 (平成25該当なし年6月19日 原子力規制委員会決定))を 参考として記載していること。  4. 特に、同結果において、発 電用原子炉の運転期間の変 更に伴う長期施設管理力針 の変更の有無及びその理由 が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研開炉 規則第51条に定める定期事 業者検査を実施すべき時期 の区分を上限として、段階的 に延長することとなっているこ								
<ul> <li>(平成25該当なし年6月19日 原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。</li> <li>4. 特に、同結果において、発電用原子炉の連転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</li> <li>5. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施する等時期のの区分を上限として、段階的に延長することとなっているこ</li> </ul>								
原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。  4. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっているこ								
参考として記載していること。  4. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、研開炉規則第61条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっているこ								
4. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっているこ								
電用原子炉の運転期間の変 更に伴う長期施設管理方針 の変更の有無及びその理由 が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研開炉 規則第51条に定める定期事 業者検査を実施すべき時期 の区分を上限として、段階的 に延長することとなっているこ								
電用原子炉の運転期間の変 更に伴う長期施設管理方針 の変更の有無及びその理由 が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研開炉 規則第51条に定める定期事 業者検査を実施すべき時期 の区分を上限として、段階的 に延長することとなっているこ	4 Http = 64 m t - 50							
更に伴う長期施設管理方針 の変更の有無及びその理由 が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研開炉 規則第51条に定める定期事 業者検査を実施すべき時期 の区分を上限として、段階的 に延長することとなっているこ								
<ul> <li>の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</li> <li>5. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっているこ</li> </ul>								
が明らかとなっていること。  5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研開炉 規則第51条に定める定期事 業者検査を実施すべき時期 の区分を上限として、段階的 に延長することとなっているこ								
5. 発電用原子炉の運転期間 を延長する場合には、研開炉 規則第51条に定める定期事 業者検査を実施すべき時期 の区分を上限として、段階的 に延長することとなっているこ								
を延長する場合には、研開炉         規則第51条に定める定期事業業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっているこ	か明らかとなっていること。							
を延長する場合には、研開炉         規則第51条に定める定期事業業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっているこ								
規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっているこ								
業者検査を実施すべき時期       の区分を上限として、段階的       に延長することとなっているこ								
の区分を上限として、段階的 に延長することとなっているこ								
に延長することとなっているこ								
	<u> </u>							

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	6. 運転期間が13月を超える 延長の場合には、当該延長に 伴う許可を受けたところによる 基本設計ないし基本的設計方 針に則した影響評価の結果 が説明書に記載されていること。 7. 説明書に記載された燃料 交換の間隔から定まる期間に ついては、期間を変更した後 においても発電用原子炉の安 全性について許可を受けたと ころによる基本設計ないし基 本的設計方針を満たしている こと。							
運転停止に関する 恒久的な措置 (廃止措置)	該当なし	該当なし	1)試験研究用等原子炉の恒 久停止に関すること 2)施設の運転上の遵守事項 に関すること。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
施設の運転及び利用の安全審査	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	1)試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する <u>委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u>	7. 加工施設の保安に関する 重要事項及び加工施設の保 安運営に関する重要事項を 審議する委員会の設置、構成 及び審議事項について定めら れていること。	7. 再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	該当なし	該当なし	該当なし
放射線利用に係る保安	該当なし	1. 試験研究用等原子炉施設 における放射線の利用に係る 保安に関して、利用の目的及 び方法等の事項が定められ ていること。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
管理区域、保全区 域及び周辺監視 区域の設定等	1. 管理区域をのの場所では、 管理区域をのの場所が定めの特別では、 管理区域をののでは、 を対して、 では、 を対して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	1. 管理区域を明示し、管理区域を明示し、管理区域を明示し、管理区域をの場合を関係を関係を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	1)管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2)管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3)管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射	区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理 区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域について表面汚染密理区域について表面で変更の基準値が定められていること。	ついて、汚染のおそれのない 管理区域区でそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物ではあること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について特別措置を実施する外部放射線に	ていること。 2. 管理区域内の区域区分に	するための措置を定め、管理区域のはでき事項が定めにないではで解除ではいるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。  2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質
	財性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物	射性物質濃度及び床、壁その	を稼動主事を、全気中の放射 性物質濃度及び床、壁その他 人の触れるおそれのある物の	射性物質濃度及び床、壁その	財性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物	る稼量当重率、空気中の放射 性物質濃度及び床、壁その他 人の触れるおそれのある物の	はる「株では 射性物質濃度及び床、壁その 他人の触れるおそれのある物	性物質濃度及び床、壁その他

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	の表面汚染密度の基準が定	の表面汚染密度の基準が定	表面汚染密度の基準が定め	の表面汚染密度の基準が定	の表面汚染密度の基準が定		の表面汚染密度の基準が定	表面汚染密度の基準が定め
	められていること。	められていること。	<u>られていること。</u>	められていること。	められていること。	られていること。	められていること。	<u>られていること。</u>
	4. 管理区域への出入管理に		4) 管理区域への出入管理に	4. 管理区域への出入管理に	4. 管理区域への出入管理に	4. 管理区域への出入管理に	4. 管理区域への出入管理に	4. 管理区域への出入管理に
	係る措置事項が定められてい	係る措置事項が定められてい	係る措置事項が定められてい	係る措置事項が定められてい	係る措置事項が定められてい	係る措置事項が定められてい	係る措置事項が定められてい	係る措置事項が定められてい
	ること。	<u>ること。</u>	<u>ること。</u>	ること。	ること。	ること。	ること。	<u>ること。</u>
	│ │5. 管理区域から退出する場	│ │5. 管理区域から退出する場	   5) 管理区域から退出する場	│ │5. 管理区域から退出する場	│ │5. 管理区域から退出する場	│ │5. 管理区域から退出する場	│ │5. 管理区域から退出する場	│ │5. 管理区域から退出する場 │
	合等の表面汚染密度の基準	=	合等の表面汚染密度の基準		合等の表面汚染密度の基準		合等の表面汚染密度の基準	
	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。
	6. 管理区域へ出入りする者		6)管理区域へ出入りする者	6. 管理区域へ出入りする者	6. 管理区域へ出入りする者	6. 管理区域へ出入りする者	6. 管理区域へ出入りする者	6. 管理区域へ出入りする者
	に遵守させるべき事項及びこ		に遵守させるべき事項及びこ		に遵守させるべき事項及びこ	に遵守させるべき事項及びこ	に遵守させるべき事項及びこ	
	れを遵守させる措置が定めら		れを遵守させる措置が定めら			れを遵守させる措置が定めら	れを遵守させる措置が定めら	
	れていること。	<u>れていること。</u>	<u>れていること。</u>	れていること。	れていること。	れていること。	れていること。	<u>れていること。</u>
		│ │ 7. 管理区域から物品又は核						
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬		7) 管理区域から物品又は核 燃料物質等の搬出及び運搬	l .	/   官理区域から物品又は核   燃料物質等の搬出及び運搬	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬		
	たける際に講ずべき事項が定	·	<u>燃料物質等の搬出及び建版</u>   をする際に講ずべき事項が定		たける際に講ずべき事項が定		をする際に講ずべき事項が定	
	められていること。	められていること。	められていること。	められていること。	められていること。	められていること。	められていること。	められていること。
	المام الم	35 5410 60 30 20	<u> </u>	99 340 60 \$228	المام الم	99 340 60 \$228	المام الم	<u> </u>
	8. 保全区域を明示し、保全	8. 保全区域を明示し、保全	8)保全区域を明示し、保全区	8. 保全区域を明示し、保全	8. 保全区域を明示し、保全	(該当なし)	8. 埋設保全区域を明示し、	(該当なし)
	区域についての管理措置が	区域についての管理措置が	域についての管理措置が定	区域についての管理措置が	区域についての管理措置が		保全区域についての管理措	
	定められていること。	<u>定められていること。</u>	<u>められていること。</u>	定められていること。	定められていること。		置が定められていること。	
							9. 周辺監視区域を明示し、	
	9. 周辺監視区域を明示し、	9. 周辺監視区域を明示し、	9)周辺監視区域を明示し、業	l .	9. 周辺監視区域を明示し、	9. 周辺監視区域を明示し、		8. 周辺監視区域の設定及び
	業務上立ち入る者を除く者が	業務上立ち入る者を除く者が			業務上立ち入る者を除く者が	業務上立ち入る者を除く者が	周辺監視区域に立ち入らない	措置並びに立入制限等に関
	周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべ	周辺監視区域に立ち入らない ように制限するために講ずべ	<u>辺監視区域に立ち入らないよ</u> うに制限するために講ずべき	周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべ	周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべ	周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべ	ように制限するために講ずべき措置が定められていること。	9 5 6 6
	さ措置が定められていること。	き措置が定められていること。	措置が定められていること。	き措置が定められていること。	き措置が定められていること。	さけるが定められていること。	周辺監視区域を廃止する場	
	と背直が足の分れていること。	211世が足りられてていること。	旧世がためられていること。	これ直が足のられていること。	これ直が足のられていること。	これ直が足の分れていること。	合は、この限りではない。	
							LIGO COM CIGIGO 8	
	10. 役務を供給する事業者	10. 役務を供給する事業者	10)役務を供給する事業者に	10. 役務を供給する事業者	10. 役務を供給する事業者	10. 役務を供給する事業者	10. 役務を供給する事業者	9. 役務を供給する事業者に
	に対して遵守させる放射線防	に対して遵守させる放射線防	対して遵守させる放射線防護	に対して遵守させる放射線防	に対して遵守させる放射線防	に対して遵守させる放射線防	に対して遵守させる放射線防	対して遵守させる放射線防護
	護上の必要事項及びこれを遵	護上の必要事項及びこれを遵	上の必要事項及びこれを遵守	護上の必要事項及びこれを遵	護上の必要事項及びこれを遵	護上の必要事項及びこれを遵	護上の必要事項及びこれを遵	上の必要事項及びこれを遵守
		守させる措置が定められてい			1		I .	
	ること。	<u>ること。</u>	<u>こと。</u>	ること。	ること。	ること。	ること。	<u>こと。</u>
廃棄物埋設地及	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1. 廃棄物埋設施設の定期的	該当なし
びその周辺の状況							な評価等に必要な情報並び	
の監視							に廃棄物埋設地及びその周	
							辺の状況の監視の方法に関	
							りる争項が定められていること。	
							0	

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
排気監視設備及	1. 放射性気体廃棄物及び放	1. 放射性気体廃棄物及び放	1)放射性気体廃棄物及び放	1. 放射性気体廃棄物及び放	1. 放射性気体廃棄物及び放	1. 放射性気体廃棄物及び放	1. 放射性気体廃棄物及び放	1. 放射性気体廃棄物及び放
び排水監視設備	射性液体廃棄物の放出物質	射性液体廃棄物の放出物質	射性液体廃棄物の放出物質	射性液体廃棄物の放出物質	射性液体廃棄物の放出物質	射性液体廃棄物の放出物質	射性液体廃棄物の放出物質	射性液体廃棄物の放出物質
(海洋放出監視設	濃度の測定等の放出管理に	濃度の測定等の放出管理に	濃度の測定等の放出管理に	濃度の測定等の放出管理に	濃度の測定等の放出管理に	濃度の測定等の放出管理に	濃度の測定等の放出管理に	濃度の測定等の放出管理に
備)	係る設備の設置及び機能維	係る設備の設置及び機能維	係る設備の設置及び機能の	係る設備の設置及び機能維	係る設備の設置及び機能維	係る設備の設置及び機能の	係る設備の設置及び機能維	係る設備の設置、機能維持の
	 持の方法並びに使用方法が	 持の方法並びに使用方法が	維持の方法並びにその使用	持の方法並びにその使用方	持の方法並びに使用方法が	維持の方法並びにその使用	持の方法並びに使用方法が	 方法及び使用方法が定めら
	 定められていること。	 定められていること。	 方法が定められていること。	 法が定められていること。	 定められていること。	<u> 方法</u> が定められていること。	 定められてていること。	れていること。
	2. これらの設備の機能の維	2. これらの設備の機能の維	これらの設備の機能の維持	2. これらの設備の機能維持	2. これらの設備の機能の維	2. これらの設備の機能の維	2. これらの設備の機能の維	2. これらの設備の機能の維
	持の方法については、施設全		の方法については、施設全体	の方法については、施設全体	持の方法については、施設全	持の方法については、施設全	持の方法については、施設全	
	体の管理方法の一部として、	体の管理方法の一部として、	の管理方法の一部として、(1	の管理方法の一部として、第	体の管理方法の一部として、	体の管理方法の一部として、	体の管理方法の一部として、	体の管理方法の一部として、
	第18号における施設管理に	第17号における施設管理に	7)における施設管理に関す	16号における施設管理に関	第17号における施設管理に	第15号における施設管理に	第17号における施設管理に	第15号における施設管理に
	関する事項と併せて定められ	関する事項と併せて定められ	る事項と併せて定められてい	する事項と併せて定められて	関する事項と併せて定められ	関する事項と併せて定められ	関する事項と併せて定められ	関する事項と併せて定められ
	ていてもよい。また、これらの	ていてもよい。また、これらの	てもよい。また、これらの設備	いてもよい。また、これらの設	ていてもよい。また、これらの	ていてもよい。また、これらの	ていてもよい。また、これらの	ていてもよい。また、これらの
	設備のうち放射線測定に係る	設備のうち放射線測定に係る	のうち放射線測定に係るもの	備のうち放射線測定に係るも	設備のうち放射線測定に係る	設備のうち放射線測定に係る	設備のうち放射線測定に係る	設備のうち放射線測定に係る
	ものの使用方法については、	ものの使用方法については、	の使用方法については、施設	のの使用方法については、施	ものの使用方法については、	ものの使用方法については、	ものの使用方法については、	ものの使用方法については、
	施設全体の管理方法の一部	施設全体の管理方法の一部	全体の管理方法の一部とし	設全体の管理方法の一部とし	施設全体の管理方法の一部	施設全体の管理方法の一部	施設全体の管理方法の一部	施設全体の管理方法の一部
	として、第12号における放射	として、第10号における放射	て、(11)における放射線測	て、第10号における放射線	として、第10号における放射	として、第10号における放射	として、第11号における放射	として、第9号における放射線
	線測定器の管理及び放射線	線測定器の管理及び放射線	定器の管理及び放射線の測	測定器の管理及び放射線測	線測定器の管理及び放射線	線測定器の管理及び放射線	線測定器の管理及び放射線	測定器の管理及び放射線の
	の測定の方法に関する事項と	の測定の方法に関する事項と	定の方法に関する事項と併せ	定の方法に関する事項と併せ	の測定の方法に関する事項と	の測定の方法に関する事項と	の測定の方法に関する事項と	測定の方法に関する事項と併
	併せて定められていてもよ	併せて定められていてもよ	<u>て定められていてもよい。</u>	<u>て定められていてもよい。</u>	併せて定められていてもよ	併せて定められていてもよ	併せて定められていてもよ	<u>せて定められていてもよい。</u>
	<u>l.</u>	<u>い。</u>			<u>l</u> .	<u>い。</u>	L\°	
線量、線量当量、	1. 放射線業務従事者が受け	1. 放射線業務従事者が受け	1)放射線業務従事者が受け	1. 放射線業務従事者が受け	1. 放射線業務従事者が受け	1. 放射線業務従事者が受け	1. 放射線業務従事者が受け	1. 放射線業務従事者が受け
汚染の除去等	る線量について、線量限度を	る線量について、線量限度を	る線量について、線量限度を	る線量について、線量限度を	る線量について、線量限度を	る線量について、線量限度を	る線量について、線量限度を	る線量について、線量限度を
	超えないための措置(個人線	超えないための措置(個人線	超えないための措置(個人線	超えないための措置(個人線	超えないための措置(個人線	超えないための措置(個人線	超えないための措置(個人線	超えないための措置(個人線
	量計の管理の方法を含む。)	量計の管理の方法を含む。)	量計の管理の方法を含む。)	量計の管理の方法を含む。)	量計の管理の方法を含む。)	量計の管理の方法を含む。)	量計の管理の方法を含む。)	量計の管理の方法を含む。)
	が定められていること。	<u>が定められていること。</u>	<u>が定められていること。</u>	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。
	2. 国際放射線防護委員会(I	2. 国際放射線防護委員会(I	2)国際放射線防護委員会(I	2. 国際放射線防護委員会(I	2. 国際放射線防護委員会(I	2. 国際放射線防護委員会(I	2. 国際放射線防護委員会(I	2. 国際放射線防護委員会(I
	CRP)が1977年勧告で示し	CRP)が1977年勧告で示し	<u>CRP)が1977年勧告で示し</u>	<u>CRP)が1977年勧告で示し</u>	CRP)が1977年勧告で示し	<u>CRP)が1977年勧告で示し</u>	<u>CRP)が1977年勧告で示し</u>	<u>CRP)が1977年勧告で示し</u>
	た放射線防護の基本的考え	た放射線防護の基本的考え	た放射線防護の基本的考え	た放射線防護の基本的考え	た放射線防護の基本的考え	た放射線防護の基本的考え	た放射線防護の基本的考え	た放射線防護の基本的考え
	<u>方を示す概念(as low as</u>	<u>方を示す概念(as low as</u>	<u>方を示す概念(as low as</u>	方を示す概念(as low as	方を示す概念(as low as	<u>方を示す概念(as low as</u>	方を示す概念(as low as	<u>方を示す概念(as low as</u>
	reasonably achievable.「以下	reasonably achievable.「以下	reasonably achievable.「以下	reasonably achievable.「以下	reasonably achievable.「以下	reasonably achievable.「以下	reasonably achievable.「以下	reasonably achievable.「以下
	「ALARA」という。)の精神に	「ALARA」という。)の精神に	「ALARA」という。)の精神に	「ALARA」という。)の精神に	「ALARA」という。)の精神に	「ALARA」という。)の精神に	「ALARA」という。)の精神に	「ALARA」という。)の精神に
	のっとり、放射線業務従事者	のっとり、放射線業務従事者	のっとり、放射線業務従事者	のっとり、放射線業務従事者	のっとり、放射線業務従事者	のっとり、放射線業務従事者	のっとり、放射線業務従事者	のっとり、放射線業務従事者
		が受ける線量を管理すること		が受ける線量を管理すること		が受ける線量を管理すること		
	が定められていること。	が定められていること。	<u>が定められていること。</u>	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。
			ᇬᆉᅑᄕᄞᄜᄷᇃᇫᇆᅷᄯᄼ					
	3. 研開炉規則第73条に基づ						3. 第二種埋設規則第14条	
	く、床、壁等の除染を実施す		床、壁等の除染を実施すべき		く、床、壁等の除染を実施す		に基づく、床、壁等の除染を	
	べき表面汚染密度の明確な		表面汚染密度の明確な基準	1	I .		実施すべき表面汚染密度の	
	基準が定められていること。	<u>基準が定められていること。</u>	が定められていること。	確な基準が定められているこ	基準が定められていること。	密度の明確な基準が定めら		密度の明確な基準が定めら
				ا کی		れていること。	こと。	<u>れていること</u> 。
	│ │ 4. 管理区域及び周辺監視区	   4. 管理区域及び周辺監視区	   4)管理区域及び周辺監視区	   4. 管理区域及び周辺監視区	4 答理区域及对国边联组区	   4. 管理区域及び周辺監視区	4 毎週区域及び国辺監視区	   4. 管理区域及び周辺監視区
		4. 官壁区域及び周辺監視区   域境界付近における線量当	47   12   12   13   15   15   15   15   15   15   15	4. 官母区域及び周辺監視区   域境界付近における線量当		域境界付近における線量当		
		量率等の測定に関する事項	<u>域境が内型における縁重当</u>     量率等の測定に関する事項			量率等の測定に関する事項		<u>域境が付近における縁重当</u>   量率等の測定に関する事項
	単年寺の別足に関する事項   が定められていること。	重年等の別だに関する事項   が定められていること。	新定められていること。	単年寺の別足に関する事項   が定められていること。	単年寺の別足に関する事項   が定められていること。	単年寺の別足に関する事項   が定められていること。	単年寺の別足に関する事項   が定められていること。	重年等の別足に関する事項   が定められていること。
	1 1. Ear 5/11 Ct "5 C C.	<u> </u>	<u>がためられていること。</u>	1 1. Ear 511 Ct 5 C C.	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 7. E 0 511 C 1. 5 C C .	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>
							5. 廃棄物埋設地からの異常	
							な漏えいの監視に関する事項	
							が定められていること。	
	5. 管理区域内で汚染のおそ	   5. 管理区域内で汚染のおそ	   5) 管理区域内で汚染のおそ	   5. 管理区域内で汚染のおそ	5. 管理区域内で汚染のおそ	5. 管理区域内で汚染のおそ	   5. 管理区域内で汚染のおそ	5. 管理区域内で汚染のおそ
		れのない区域に物品又は核		れのない区域に物品又は核			れのない区域に物品又は核	
	燃料物質等を移動する際に		燃料物質等を移動する際に講	燃料物質等を移動する際に	燃料物質等を移動する際に	燃料物質等を移動する際に講		燃料物質等を移動する際に講
	講ずべき事項が定められてい		ずべき事項が定められている				講ずべき事項が定められてい	
	ること。	ること。	<u> こと。</u>	ること。	ること。	こと。	ること。	こと。
	J	<u> </u>		====	_ ~~c	1	w-co	I ——•

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	6 技概判物哲学/	6. 核燃料物質等(新燃料、使	6)核燃料物質等(新燃料、使	   6. 核燃料物質等(新燃料及	6. 核燃料物質等(核燃料物	6 技概判物质学/廿针件用	   7. 核燃料物質等の事業所の	6 技概判物质学(技概判局
	O. 核燃料物質等(制燃料、使   用済燃料及び放射性固体廃	<u>0. 核燃料物質等(制燃料、度</u> 用済燃料及び放射性固体廃	<u>07 核燃料物質等(制燃料、関</u> 用済燃料及び放射性固体廃	<u>0. 核燃料物員等(制燃料及</u>   び放射性固体廃棄物を除く。)			ハース   八八   八八   八八   八八   八八   八八   八八	
	東物を除く。)の工場又は事業		棄物を除く。)の事業所の外へ	の工場及び事業所の外への	除く。)の工場又は事業所の		業所の外での運搬中に関す	除く。)の工場又は事業所の
	所の外への運搬に関する行	運搬に関する行為(事業所の	の運搬に関する行為(事業所	運搬に関する行為(工場又は	外への運搬に関する行為(エ	業所の外での運搬中に関す	るものを除く。)が定められて	
	為(工場又は事業所の外での	外での運搬中に関するものを	の外での運搬中に関するもの	事業所の外での運搬中に関	場又は事業所の外での運搬	るものを除く。)が定められて	いること。なお、この事項は、	場又は事業所の外での運搬
	運搬中に関するものを除く。)	除く。)が定められていること。	を除く。)が定められているこ	するものを除く。)が定められ	中に関するものを除く。)が定	いること。なお、この事項は、	第13号における運搬に関す	中に関するものを除く。)が定
	が定められていること。なお、	なお、子の事項は、第12号及	と。なお、この事項は、(12)	ていること。 <u>なお、この事項</u>	められていること。なお、この	第11号における運搬に関す	る事項と併せて定められてい	められていること。なお、この
	この事項は、第13号又は第1	び第13号における運搬に関	又は(13)における運搬に関	は、第11号及び第12号にお	事項は、第11号又は第12号		てもよい。	事項は、第10号又は第11号
	4号における運搬に関する事	する事項と併せて定められて	する事項と併せて定められて	ける運搬に関する事項と併せ		てもよい。		における運搬に関する事項と
	項と併せて定められていても 可と併せて定められていても	いてもよい。	いてもよい。					併せて定められていてもよ
	<u>よい。</u>				<u>L</u> \°			<u>l,°</u>
	7 原子炉等規制法第61条	7. 原子炉等規制法第61条	7)法第61条の2第2項により	7 原子炉等規制法第61条	7 原子炉等規制法第61条	7 原子炉等規制法第61条	8 原子炉等規制法第61条	   7 原子炉等規制法第61条
	の2第2項により認可を受け	の2第2項により認可を受け	認可を受けた場合において			の2第2項により認可を受け	の2第2項により認可を受け	
	た場合においては、同項によ	た場合においては、同項によ	は、同項により認可を受けた		た場合においては、同項によ	た場合においては、同項によ	た場合においては、同項によ	た場合においては、同項によ
	り認可を受けた放射能濃度の	り認可を受けた放射能濃度の	放射能濃度の測定及び評価		り認可を受けた放射能濃度の	り認可を受けた放射能濃度の	り認可を受けた放射能濃度の	り認可を受けた放射能濃度の
	測定及び評価の方法に基づ	測定及び評価の方法に基づ	の方法に基づき、当該認可を	測定及び評価の方法に基づ	測定及び評価の方法に基づ	測定及び評価の方法に基づ	測定及び評価の方法に基づ	測定及び評価の方法に基づ
	き、当該認可を受けた申請書	き、当該認可を受けた申請書	受けた申請書等において記載	き、当該認可を受けた申請書	き、当該認可を受けた申請書	き、当該認可を受けた申請書	き、当該認可を受けた申請書	き、当該認可を受けた申請書
	等において記載された内容を	等において記載された内容を	された内容を満足するよう、同	等において記載された内容を	等において記載された内容を	等において記載された内容を	等において記載された内容を	等において記載された内容を
	満足するよう、同条第1項の	満足するよう、同条第1項の	条第1項の確認を受けようと	満足するよう、同条第1項の			満足するよう、同条第1項の	満足するよう、同条第1項の
	確認を受けようとする物に含	確認を受けようとする物に含	する物に含まれる放射性物質	確認を受けようとする物に含	確認を受けようとする物に含	確認を受けようとする物に含	確認を受けようとする物に含	確認を受けようとする物に含
	まれる放射性物質の放射能	まれる放射性物質の放射能	の放射能濃度の測定及び評	まれる放射性物質の放射能	まれる放射性物質の放射能	まれる放射性物質の放射能	まれる放射性物質の放射能	まれる放射性物質の放射能
	濃度の測定及び評価を行い、	濃度の測定及び評価を行い、	価を行い、適切に取り扱うこと	濃度の測定及び評価を行い、	濃度の測定及び評価を行い、	濃度の測定及び評価を行い、	濃度の測定及び評価を行い、	濃度の測定及び評価を行い、
	適切に取り扱うことが定めら	適切に取り扱うことが定めら	が定められていること。なお、	適切に取り扱うことが定めら	適切に取り扱うことが定めら	適切に取り扱うことが定めら	適切に取り扱うことが定めら	適切に取り扱うことが定めら
	れていること。 <u>なお、この事項</u> は、放射性廃棄物との仕分け	れていること。なお、この事項は、おけば原産物にのは八年	この事項は、放射性廃棄物とのはひは第七四次にまるよ	れていること。なお、この事項は、おけば原産物にの仕りは		れていること。なお、この事項は、なけいは	れていること。なお、この事項は、おけば原産物にの仕りは	れていること。なお、この事項
	<u>は、放射性廃棄物との仕がけ</u>   等を明確にするため、第14号	は、放射性廃棄物との仕分等 を明確にするため、第13号に	<u>の仕分け等を明確にするた</u> め、(13)における放射性廃	は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号	は、放射性廃棄物との仕分け 等を明確にするため、第12号	は、放射性廃棄物との仕分け 等を明確にするため、第11号	は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号	は、放射性廃棄物との仕分け 等を明確にするため、第11号
	における放射性廃棄物の管	おける放射性廃棄物の管理	乗物の管理に関する事項と併	における放射性廃棄物の管	における放射性廃棄物の管	における放射性廃棄物の管	における放射性廃棄物の管	における放射性廃棄物の管
	理に関する事項と併せて定め	に関する事項と併せて定めら	せて定められていてもよい。	理に関する事項と併せて定め	理に関する事項と併せて定め	理に関する事項と併せて定め	理に関する事項と併せて定め	理に関する事項と併せて定め
	られていてもよい。	れていてもよい。		られていてもよい。	られていてもよい。	られていてもよい。	られていてもよい。	られていてもよい。
	8 放射性廃棄物でない廃棄	8. 放射性廃棄物でない廃棄	8)放射性廢棄物でない廢棄	   8 放射性廃棄物でない廃棄	8 放射性廢棄物でない廢棄	8 放射性廃棄物でない廃棄	   9. 放射性廃棄物でない廃棄	   8 放射性廃棄物でない廃棄
		物の取扱いに関することにつ	物の取扱いに関することにつ				物の取扱いに関することにつ	
		いては、「原子力施設にお					l .	
		ける「放射性廃棄物でない廃						
		棄物」の取扱いについて					棄物」の取扱いについて	
	(指示)」(平成20·04·21	(指示)」(平成20·04·21	示)」(平成20·04·21原院第	(指示)」(平成20·04·21	(指示)」(平成20·04·21	(指示)」(平成20·04·21	(指示)」(平成20·04·21	(指示)」(平成20·04·21
	原院第1号(平成20年5月27	原院第1号(平成20年5月27	1号(平成20年5月27日原子	原院第1号(平成20年5月27	原院第1号(平成20年5月27	原院第1号(平成20年5月27	原院第1号(平成20年5月27	原院第1号(平成20年5月27
		日原子力安全・保安院制	力安全·保安院制定(NISA-				日原子力安全・保安院制	
			111a-08-1)))を参考とし				定(NISA-111a-08-1)	
	を参考として定められているこ	を参考として定められているこ	て記載していること。なお、こ	を参考として定められているこ		を参考として定められているこ	を参考として定められているこ	
	と。なお、この事項は、放射	と。なお、この事項は、放射	の事項は、放射性廃棄物との	と。なお、この事項は、放射	と。なお、この事項は、放射		と。なお、この事項は、放射	
	性廃棄物との仕分等を明確にするため、第14号におけ	性廃棄物との仕分等を明確 にするため、第14号におけ	<u>仕分け等を明確にするため、</u> (13)における放射性廃棄物	性廃棄物との仕分等を明確にするため、第14号におけ	性廃棄物との仕分等を明確 にするため、第14号におけ	性廃棄物との仕分等を明確 にするため、第14号におけ	性廃棄物との仕分等を明確にするため、第14号におけ	
	る放射性廃棄物の管理に関	る放射性廃棄物の管理に関	の管理に関する事項と併せて	る放射性廃棄物の管理に関	る放射性廃棄物の管理に関	る放射性廃棄物の管理に関	る放射性廃棄物の管理に関	
	する事項と併せて定められて	する事項と併せて定められて	 定められていてもよい。	する事項と併せて定められて	する事項と併せて定められて	する事項と併せて定められて	する事項と併せて定められて	
	いてもよい。	いてもよい。		いてもよい。	いてもよい。	いてもよい。	いてもよい。	いてもよい。
	9 汚染拡大防止のための故	9. 汚染拡大防止のための放	9)汚染拡大防止のための協	9 汚染拡大防止のための協	9. 汚染拡大防止のための放	9 汚染拡大防止のための協	│ │10. 汚染拡大防止のための	   9 汚染拡大防止のための物
	射線防護上、必要な措置が定		射線防護上、必要な措置が定		射線防護上、必要な措置が定		放射線防護上、必要な措置が	
	められていること。	められていること。	められていること。	められていること。	められていること。	められていること。	定められていること。	められていること。
放射線測定器の	1. 放射線測定器(放出管理	1. 放射線測定器(放出管理	1)放射線測定器(放出管理		1. 放射線測定器(放出管理	1. 放射線測定器(放出管理	1. 放射線測定器(放出管理	
管理及び放射線	用計測器、放射線計測器を含		用計測器及び放射線計測器		用計測器、放射線計測器を含		用計測器、放射線計測器を含	
の測定の方法	<u>む。以下同じ。)</u> の種類、所管	<u>む。以下同じ。)</u> の種類、所管			<u>む。以下同じ。)</u> の種類、所管		<u>む。以下同じ。)</u> の種類、所管	
	箇所、数量及び機能維持の		所管箇所、数量及び機能の	·	箇所、数量及び機能維持の	箇所、数量及び機能維持の	箇所、数量及び機能維持の	·
	方法並びにその使用方法(測		維持の方法並びにその使用		方法並びにその使用方法(測	方法並びにその使用方法(測	方法並びにその使用方法(測	
	定及び評価の方法を含む。)	定及び評価の方法を含む。)	方法(測定及び評価の方法を	定及び評価の方法を含む。)	定及び評価の方法を含む。)	定及び評価の方法を含む。)	定及び評価の方法を含む。)	<u>定及び評価の方法を含む</u> 。)

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	が定められていること。	が定められていること。	含む。)が定められているこ		が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。
			<u>と。</u>					
		2. 放射線測定器の機能維持	2)放射線測定器の機能の維			2. 放射線測定器の機能維持		
	の方法については、施設全体			の方法については、施設全体		の方法については、施設全体		の方法については、施設全体
	での管理方法の一部等とし		体の管理方法の一部として、		での管理方法の一部等とし			
	て、第18号における施設管		(17)における施設管理に関		て、第17号における施設管			て、第15号における施設管
		理に関する事項と併せて定め	する事項と併せて定められて			理に関する事項と併せて定め		理に関する事項と併せて定め
	<u>られていてもよい。</u>	<u>られていてもよい。</u>	<u>いてもよい。</u>	<u>られていてもよい。</u>	<u>られていてもよい。</u>	<u>られていてもよい。</u>	<u>られていてもよい。</u>	<u>られていてもよい。</u>
	10 _ 11 + 14 - 2 + 1 - 10 11	alle		18 - 11 - 14 - 2 - 1 - 10 - 1		=+ Mr. f I	Et ale to 1	18 - 11 - 14 - 2 - 1 - 10 - 1
核燃料物質の受		1. 事業所内における新燃料	1)事業所内における新燃料		1. 工場又は事業所内におけ	該当なし 	該当なし	1. 工場又は事業所内におけ
払い、運搬、貯蔵	る新燃料の運搬及び貯蔵並			る核燃料物質の運搬及び貯	る核燃料物質の運搬及び貯			る核燃料物質の運搬及び貯
等			済燃料の運搬及び貯蔵に際		蔵(使用済燃料に係るものを			蔵に際して、臨界に達しない 措置その他の保安のために
	貯蔵に際して、 <u>臨界に達しな</u> い措置その他の保安のため		して、臨界に達しないようにす る措置その他	措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯	含む。以下同じ。)に際して <u>臨</u>   界に達しないようにする措置			措置での他の保安のために   講ずべき措置を講ずること、
	に講ずべき措置を講ずるこ			黄施設における貯蔵の条件	その他保安のために講ずべき			貯蔵施設における貯蔵の条
	と、貯蔵施設における貯蔵の		置を講ずること及び貯蔵施設		措置を講ずること、貯蔵施設			件等が定められていること。
	条件等が定められているこ	定められていること。	における貯蔵の条件等が定	<del>                                    </del>	における貯蔵の条件等が定			11 470 200540 CO QCC.
	<u>\( \frac{\str}{\cute{\c</u>	<u> </u>	められていること。		められていること。			
			<u> </u>		055,1000 \$220			
	2. 新燃料及び使用済燃料の	2. 新燃料及び使用済燃料の	2)新燃料及び使用済燃料の	2. 核燃料物質の工場又は事	2. 核燃料物質の工場又は事			2. 核燃料物質の工場又は事
		事業所の外への運搬に関す		業所の外への運搬に関する				業所の外への運搬に関する
	搬に関する行為(工場又は事	る行為(事業所外での運搬中	る行為(事業所の外での運搬	行為(工場又は事業所の外で	行為(工場又は事業所の外で			行為(工場又は事業所の外で
	業所の外での運搬中に関す	に関するものを除く。)が定め	中に関するものを除く。)に関	の運搬中に関するものを除	の運搬中に関するものを除			の運搬中に関するものを除
	るものを除く。) が定められて			く。)に関することが定められ	く。)に関することが定められ			く。)に関することが定められ
	いること。なお、この事項は、			ていること。なお、この事項	ていること。なお、この事項			ていること。なお、この事項
	第11号及び第14号における		及び(13)における運搬に関	は、第9号又は第12号におけ	は、第9号又は第12号におけ			は、第8号又は第11号におけ
	運搬に関する事項と併せて定	<u>ていてもよい。</u>	する事項と併せて定められて	る運搬に関する事項と併せて	る運搬に関する事項と併せて			る運搬に関する事項と併せて
	<u>められていてもよい。</u>		<u>いてもよい。</u>	定められていてもよい。	<u>定められていてもよい。</u>			<u>定められていてもよい。</u>
	3. 燃料取替に際して、炉心 の核的制限値及び熱的制限							
	値の範囲内で運転するために							
	取替炉心の安全性評価を許							
	可を受けたところによる安全							
	評価と同様に行った上で燃料							
	装荷実施計画を定めること及							
	び燃料移動手順に従うこと等							
	が定められていること。なお、							
	発電用原子炉の運転期間の							
	設定に関する説明書において							
	取替炉心ごとに管理するとし							
	た項目が、取替炉心の安全性							
	評価項目等として定められて							
	いること。							

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
海洋放出口周辺海域等の放射線管理	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1. 放射性液体廃棄物の海洋放出の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量及び頻度が定められていること。 2. 海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。なお、第12号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし	該当なし	該当なし
放射性廃棄物の受入れの基準							1. 廃棄物埋設施設に受け入れる放射性廃棄物が、第二種埋設規則第8条に規定廃棄物等の技術上の基準に適合しているの受入をでは、かの受入をでは、かの受入をでは、かの受入をでは、かの受入をでは、かの受入をできない。と、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の	
放射性廃棄物の受払、運搬、貯蔵その他の取扱い(廃棄等)	化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。  3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。  2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。  3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為の実施な事業所の外への運搬に関する行為に関する行為の実施体制が定められていること。	1)放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。  2)放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。  3)放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為の実施に関する行為の実施体制が定められていること。	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。  2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。  3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場以下車業等の外への運搬に関する行為の実別する行為(工場以下車等所の外への運搬に関する行為(工場以下車等所の外への運搬に関する行為(工場以下車等所の外への運搬に関する行為(工場以下車等所の外への運搬に関する行為(工場以下車等所の外への運搬に関する行為(工場以下車等を対して)	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。  2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。  3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場以下)	1. 事業所構内における放射性廃棄物の運搬に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の対象の関係の関係を表現して、	1. 事業所内における放射性廃棄物の受入れ、運搬及び廃棄に際して、保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の対象の関係を表現した。)	1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。  2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。  3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為の実施を対して関サるを対しまます。
	関する行為(工場又は事業所 の外での運搬中に関するもの	為(事業所の外での運搬中に 関するものを除く。)が定めら	為(事業所の外での運搬中に 関するものを除く。)に係る体	関する行為(工場又は事業所 の外での運搬中に関するもの	関する行為(工場又は事業所 の外での運搬中に関するもの	業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が	業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が	関する行為(工場又は事業所 の外での運搬中に関するもの

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
		れていること。なお、第9号及	制が構築されていることが明		を除く。)に係る体制が構築さ		構築されていることが明記さ	を除く。)に係る体制が構築さ
	れていることが明記されてい		記されていること。なお、この		れていることが明記されてい		れていること。なお、第9号に	れていることが明記されてい
	ること。なお、この事項は、第		事項は、(10)及び(12)にお	ること。なお、この事項は、第	ること。なお、この事項は、第	は、第9号における運搬に関	おける運搬に関する事項と併	ること。なお、この事項は、第
	11号及び第13号における運		ける運搬に関する事項と併せ		9号及び第11号における運	する事項と併せて定められて	せて定められていてもよい。	8号又は第10号における運
	搬に関する事項と併せて定め	<u> </u>	て定められてい	搬に関する事項と併せて定め	搬に関する事項と併せて定め			搬に関する事項と併せて定め
	られていてもよい。		てもよい。	られていてもよい。	られていてもよい。	<u> </u>		られていてもよい。
	3400000000		<u> </u>	34000 0000	34000 0000			<u> </u>
	   4. 放射性液体廃棄物の放出	   4 放射性液体感棄物の放出	   4)放射性液体廃棄物の放出	   4. 放射性液体廃棄物の放出	(「海洋放出口周辺海域等の	4. 放射性液体廃棄物の放出	│ │4. 放射性液体廃棄物の放出	4. 放射性液体廃棄物の放出 4. 放射性液体廃棄物の放出
	箇所、放射性液体廃棄物の		箇所、放出管理目標値及び		放射線管理」参照。)	箇所、放射性液体廃棄物の	箇所、放射性液体廃棄物の	箇所、放射性液体廃棄物の
	放出管理目標値及び基準値		基準値を満たすための放出		2001   1	放出管理目標値及び基準値	放出管理目標値及び基準値	放出管理目標値及び基準値
			管理方法並びに放射性液体			を満たすための放出管理方		を満たすための放出管理方
	法並びに放射性液体廃棄物		廃棄物の放出物質濃度の測			法並びに放射性液体廃棄物	法並びに放射性液体廃棄物	法並びに放射性液体廃棄物
	の放出物質濃度の測定項目		定項目及び頻度が定められ	I .		の放出物質濃度の測定項目	の放出物質濃度の測定項目	の放出物質濃度の測定項目
	及び頻度が定められているこ	及び頻度が定められているこ	ていること。	及び頻度が定められているこ		及び頻度が定められているこ	及び頻度が定められているこ	及び頻度が定められているこ
	Ł.	الح.	_ <del></del>	٤.		<u>Ł.</u>	<u>Ł.</u>	<u>Ł.</u>
							<del>= 0</del>	<u>=-</u>
	5. 放射性気体廃棄物の放出	5. 放射性気体廃棄物の放出	5)放射性気体廃棄物の放出	5. 放射性気体廃棄物の放出	4. 放射性気体廃棄物の放出	5. 放射性気体廃棄物の放出	5. 放射性気体廃棄物の放出	5. 放射性気体廃棄物の放出
	箇所、放射性気体廃棄物の	箇所、放射性気体廃棄物の	箇所及び放出管理目標値を		箇所、放射性気体廃棄物の		箇所、放射性気体廃棄物の	箇所、放射性気体廃棄物の
	放出管理目標値を満たすた		満たすための放出量管理方	放出管理目標値及び基準値			放出管理目標値を満たすた	放出管理目標値を満たすた
	めの放出量管理方法並びに		法並びに放射性気体廃棄物	を満たすための放出量管理		めの放出量管理方法並びに	めの放出量管理方法並びに	めの放出量管理方法並びに
	放射性気体廃棄物の放出物		の放出物質濃度の測定項目	l .		放射性気体廃棄物の放出物	放射性気体廃棄物の放出物	 放射性気体廃棄物の放出物
	質濃度の測定項目及び頻度		及び頻度が定められているこ	物の放出物質濃度の測定項	の測定項目及び頻度が定め		質濃度の測定項目及び頻度	質濃度の測定項目及び頻度
	が定められていること。	が定められていること。	<u>Ł.</u>	目及び頻度が定められている	られていること。	が定められていること。	が定められていること。	が定められていること。
				こと。				
	6. 平常時の環境放射線モニ	6. 平常時の環境放射線モニ	6) 平常時の環境放射線モニ	6. 平常時の環境放射線モニ	5. 平常時の環境放射線モニ	6. 平常時の環境放射線モニ	6. 平常時の環境放射線モニ	6. 平常時の環境放射線モニ
	タリングの実施体制(計画、	タリングの実施体制(計画、	タリングの実施体制(計画、実	タリングの実施体制(計画、	タリングの実施体制(計画、	タリングの実施体制(計画、	タリングの実施体制(計画、	タリングの実施体制(計画、
	実施、評価等)について定め	実施、評価等)について定め	施、評価等)について定めら	実施、評価等)について定め	実施、評価等。ただし、海洋放	実施、評価等)について定め	実施、評価等)について定め	実施、評価等)について定め
	られていること。	られていること。	れていること。	られていること。	出口周辺海域等に係るものを	られていること。	られていること。	られていること。
					除く。)について定められてい			
					ること。なお、第13号におけ			
					る環境放射線モニタリングに			
					関する事項と併せて定められ			
					ていてもよい。。			
					6. ALARAの精神にのっと			7. ALARAの精神にのっと
	り、排気、排水等を管理するこ	り、排気、排水等を管理するこ	り、排気、排水等を管理するこ	り、排気、排水等を管理するこ	り、排気、排水等を管理するこ	り、排気、排水等を管理するこ	り、排気、排水等を管理するこ	り、排気、排水等を管理するこ
	とが定められていること。	<u>とが定められていること。</u>	<u>とが定められていること。</u>	<u>とが定められていること。</u>	<u>とが定められていること。</u>	とが定められていること。	<u>とが定められていること。</u>	<u>とが定められていること。</u>
非常の場合に講	1. 緊急時に備え、平常時か		1)緊急時に備え、平常時から		1. 緊急時に備え、平常時か	1. 緊急時に備え、平常時か	1. 緊急時に備え、平常時か	-
ずべき処置	ら緊急時に実施すべき事項が		緊急時に実施すべき事項が		ら緊急時に実施すべき事項が	ら緊急時に実施すべき事項が	ら緊急時に実施すべき事項が	ら緊急時に実施すべき事項が
	定められていること。	定められていること。	定められていること。	定められていること。	定められていること。	定められていること。	定められていること。	<u>定められていること。</u>
	の一段名はにおはて実むに明	の一段名はいれて実むに明		0 取名吐いれて実むに即	0 取名吐にかは7字ボに明	0 図名吐にかは7年だに即	0 図名吐いれて実むに明	0 取名吐にわけて害たに問
	2. 緊急時における運転に関				1		2. 緊急時における運転に関	
	する組織内規程類を作成する ことが定められていること。	する組織内規程類を作成する	する組織内規程類を作成する		する組織内規程類を作成する	する組織内規程類を作成する	する組織内規程類を作成する	
	ことが定められていること。	ことが定められていること。	<u>ことが定められていること。</u>	ことが定められていること。	ことが定められていること。	ことが定められていること。	ことが定められていること。	ことが定められていること。
	3. 緊急事態発生時は定めら	3. 緊急事態発生時は定めら	3) 馭刍車能祭仕時け中めご	3. 緊急事態発生時は定めら	3. 緊急事態発生時は定めら	3 緊刍車能発生時件中から	3. 緊急事態発生時は定めら	3 竪刍車能発生時け守めこ
	3. 紫忌事恩先生時は足めら   れた通報経路に従い、関係機			3. 紫忌事恩光生時は足めら   れた通報経路に従い、関係機	1	れた通報経路に従い、関係機	3. 緊忌事態発生時は足めら   れた通報経路に従い、関係機	
	関に通報社路に促い、関係機		関に通報すること(事業所内		関に通報することが定められ		関に通報することが定められ	
	大いること。	の見学者、外部研究者等に対	の見学者、外部研究者等に対		対に通報することが足められ	対に通報することが定められていること。	大いること。	の見学者、外部研究者等に対
	( · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の兄字名、外部研究名等に対   する避難指示等を含む。)が	の兄字名、外部研究名寺に対   する避難指示等を含む。)が	( · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(v,acc.	CV 'QCC.	( · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の兄字句、外部研究有等に対 する避難指示等を含む。)が
		<u>9 句短無拍示寺を含む。) か</u>   定められていること。	<u>9 句短無拍示寺を含む。) か</u>   定められていること。					<u>9 る妊難指示等を含む。)</u> か 定められていること。
		上のりないにいること。	上のりないにいること。					圧のつかっていること。
	   4. 緊急事態の発生をもって	   4. 緊急事態の発生をもって	   4) 竪急事能の発生を±ってる	   4. 緊急事態の発生をもって	△ 竪急事能の発生をもって	Δ 竪急事能の発生を共って	   4. 緊急事態の発生をもって	Δ 竪急事能の発生を±って
	その後の措置は、原子力災害	-	の後の措置は、原子力災害		1	その後の措置は、原子力災害		-
	対策特別措置法(平成11年	-		対策特別措置法(平成11年			対策特別措置法(平成11年	
		<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>	
	四十九 : ○○ 7 / 元 7 / 不力   項	<u>                                    </u>	一一		<u>                                    </u>	四十四十〇〇〇/四/不五十只		<u>                                      </u>

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	の原子力事業者防災業務計	の原子力事業者防災業務計	の原子力事業者防災業務計	の原子力事業者防災業務計	の原子力事業者防災業務計	の原子力事業者防災業務計	の原子力事業者防災業務計	の原子力事業者防災業務計
	画によることが定められてい	画によることが定められてい	画によることが定められてい	画によることが定められてい	画によることが定められてい	画によることが定められてい	画によることが定められてい	画によることが定められてい
	ること。	ること。	<u>ること。</u>	ること。	ること。	ること。	ること。	<u>ること。</u>
	-	<del></del>						
	5. 緊急事態が発生した場合	5. 緊急事態が発生した場合	5) 緊急事態が発生した場合	5. 緊急事態が発生した場合	5. 緊急事態が発生した場合	5. 緊急事態が発生した場合	5. 緊急事態が発生した場合	5. 緊急事態が発生した場合
	は、緊急時体制を発令し、応	は、緊急時体制を発令し、応	は、緊急時体制を発令し、応	は、緊急時体制を発令し、応	は、緊急時体制を発令し、応	は、緊急時体制を発令し、応	は、緊急時体制を発令し、応	は、緊急時体制を発令し、応
	急措置及び緊急時における	急措置及び緊急時における	急処置及び緊急時における	急措置及び緊急時における	急措置及び緊急時における	急措置及び緊急時における	急措置及び緊急時における	急措置及び緊急時における
	活動を実施することが定めら	 活動を実施することが定めら	 活動を実施することが定めら	活動を実施することが定めら	活動を実施することが定めら	活動を実施することが定めら	活動を実施することが定めら	活動を実施することが定めら
	れていること。	 れていること。	れているこ	   れていること。	れていること。	れていること。	れていること。	れていること。
			<u>ک</u>					
			<del></del>					
	6. 次に掲げる要件に該当す	6. 次に掲げる要件に該当す	6)次に掲げる要件に該当す	6. 次に掲げる要件に該当す	6. 次に掲げる要件に該当す	6. 次に掲げる要件に該当す	6. 次に掲げる要件に該当す	6. 次に掲げる要件に該当す
	る放射線業務従事者を緊急	る放射線業務従事者を緊急	る放射線業務従事者を緊急	る放射線業務従事者を緊急	る放射線業務従事者を緊急	る放射線業務従事者を緊急	る放射線業務従事者を緊急	る放射線業務従事者を緊急
	作業に従事させるための要員	作業に従事させるための要員	作業に従事させるための要員	作業に従事させるための要員	作業に従事させるための要員	作業に従事させるための要員	作業に従事させるための要員	作業に従事させるための要員
	として選定することが定められ	として選定すること <u>が定められ</u>	として選定することが定められ	として選定することが定められ	として選定することが定められ	として選定することが定められ	として選定することが定められ	として選定することが定められ
	ていること。	<u>ていること。</u>	<u>ていること。</u>	ていること。	ていること。	ていること。	ていること。	<u>ていること。</u>
	(1)緊急作業時の放射線の		(1)緊急作業時の放射線の	(1)緊急作業時の放射線の	(1)緊急作業時の放射線の		(1)緊急作業時の放射線の	(1)緊急作業時の放射線の
	生体に与える影響及び放射	生体に与える影響及び放射	生体に与える影響及び放射	生体に与える影響及び放射	生体に与える影響及び放射	生体に与える影響及び放射	生体に与える影響及び放射	生体に与える影響及び放射
	線防護措置について教育を		線防護措置について教育を				線防護措置について教育を	線防護措置について教育を
	受けた上で、緊急作業に従事	受けた上で、緊急作業に従事	受けた上で、緊急作業に従事	受けた上で、緊急作業に従事	受けた上で、緊急作業に従事		受けた上で、緊急作業に従事	受けた上で、緊急作業に従事
	する意思がある旨を発電用	する意思がある旨を試験研究	する意思がある旨を試験研究	する意思がある旨を加工事業	する意思がある旨を再処理事	する意思がある旨を廃棄物管	する意思がある旨を第二種廃	する意思がある旨を使用者に
	原子炉設置者に書面で申し出	用等原子炉設置者に書面で	用等原子炉設置者に書面で	者に書面で申し出た者である	業者に書面で申し出た者であ		棄物埋設事業者に書面で申し	書面で申し出た者であること。
	た者であること。	申し出た者であること。	申し出た者であること。	こと。	ること。	であること。	出た者であること。	
								(2)緊急作業についての訓練
	(2)緊急作業についての訓練	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(2)緊急作業についての訓練		(2)緊急作業についての訓練		(2)緊急作業についての訓練	を受けた者であること。
	を受けた者であること。	を受けた者であること。	を受けた者であること。	を受けた者であること。	を受けた者であること。	を受けた者であること。	を受けた者であること。	(-) <del>-</del> 11 ( <del>-</del> 12 )
		(a) <del>-</del>	(4) 十4 位 日	/a> <del></del>	/a>====1/4==	/a> <del></del>	/a> = 1 /4 = 1	(3)実効線量について250m
	(3)実効線量について250m	(3)実効線量について250m	(3)実効線量について250m	(3)実効線量について250m	(3) 実効線量について250m		(3) 実効線量について250m	Svを線量限度とする緊急作
	Svを線量限度とする緊急作	Svを線量限度とする緊急作	Svを線量限度とする緊急作	Svを線量限度とする緊急作業に従来する必要に	Svを線量限度とする緊急作	Svを線量限度とする緊急作	Svを線量限度とする緊急作業に従来する	業に従事する従業員は、原
	業に従事する従業員は、原	業に従事する <u>従業員等</u> は、原	業に従事する <u>従業員</u> は、原	業に従事する従業員は、原	業に従事する従業員は、原	業に従事する従業員は、原	業に従事する従業員は、原	子力災害対策特別措置法第
	子力災害対策特別措置法第	子力災害対策特別措置法第	子力災害対策特別措置法第	子力災害対策特別措置法第	子力災害対策特別措置法第	子力災害対策特別措置法第	子力災害対策特別措置法第	8条第3項に規定する原子
	8条第3項に規定する原子	8条第3項に規定する原子	8条第3項に規定する原子	8条第3項に規定する原子	8条第3項に規定する原子	8条第3項に規定する原子	8条第3項に規定する原子	力防災要員、同法第9条第1
	力防災要員、同法第9条第1	力防災要員、同法第9条第1	力防災要員、同法第9条第1	力防災要員、同法第9条第1	力防災要員、同法第9条第1	力防災要員、同法第9条第1	力防災要員、同法第9条第1	項に規定する原子力防災管
	項に規定する原子力防災管 理者又は同条第3項に規定す		項に規定する原子力防災管理を見ば見る第2項に担定する	項に規定する原子力防災管 理者又は同条第3項に規定す	項に規定する原子力防災管理者及は国条第3項に担定する		項に規定する原子力防災管 理者又は同条第3項に規定す	理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者である
		理者又は同条第3項に規定す	理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者である		理者又は同条第3項に規定する。	理者又は同条第3項に規定す	理有又は回采第3項に規定9   る副原子力防災管理者である	
	る副原子力防災管理者である	る副原子力防災管理者である			る副原子力防災管理者である			こと。
	こと。	こと。	こと。	こと。	こと。	こと。	こと。	7. 放射線業務従事者が緊急
	   7. 放射線業務従事者が緊急	7. 放射線業務従事者が緊急	7)放射線業務従事者が緊急	│ │7. 放射線業務従事者が緊急	│ │7. 放射線業務従事者が緊急	│ │7. 放射線業務従事者が緊急	│ │7. 放射線業務従事者が緊急	作業に従事する期間中の線
		作業に従事する期間中の線		作業に従事する期間中の線	1	作業に従事する期間中の線	作業に従事する期間中の線	
	量管理(放射線防護マスクの			量管理(放射線防護マスクの	1		量管理(放射線防護マスクの	
		量目壁(放射線)の腹マスクの 着用等による内部被ばくの管		着用等による内部被ばくの管	1	着用等による内部被ばくの管		
		理を含む。)、緊急作業を行っ	理を含む。)、緊急作業を行っ		1	理を含む。)、緊急作業を行っ	理を含む。)、緊急作業を行っ	
	た放射線業務従事者に対し、	た放射線業務従事者に対し、	た放射線業務従事者に対し、	た放射線業務従事者に対し、	た放射線業務従事者に対し、	た放射線業務従事者に対し、	た放射線業務従事者に対し、	健康診断を受診させる等の非
	健康診断を受診させる等の非			健康診断を受診させる等の非	1		健康診断を受診させる等の非	
	常の場合に講ずべき処置に		常の場合に講ずべき処置に		常の場合に講ずべき処置に		常の場合に講ずべき処置に	関し、適切な内容が定められ
	関し、適切な内容が定められ		関し、適切な内容が定められ		1	関し、適切な内容が定められ	関し、適切な内容が定められ	ていること。
	ていること。	ていること。	ていること。	ていること。	ていること。	ていること。	ていること。	
	3		· · · ·					8. 事象が収束した場合に
	8. 事象が収束した場合に	8. 事象が収束した場合に	8) 事象が収束した場合には、	8. 事象が収束した場合に	8. 事象が収束した場合に	8. 事象が収束した場合に	8. 事象が収束した場合に	は、緊急時体制を解除するこ
	は、緊急時体制を解除するこ	は、緊急時体制を解除するこ	緊急時体制を解除することが	は、緊急時体制を解除するこ	は、緊急時体制を解除するこ		は、緊急時体制を解除するこ	とが定められていること。
	とが定められていること。	とが定められていること。	定められていること。	とが定められていること。	とが定められていること。	とが定められていること。	とが定められていること。	
								9. 防災訓練の実施頻度につ
	9. 防災訓練の実施頻度につ	9. 防災訓練の実施頻度につ	9)防災訓練の実施頻度につ	9. 防災訓練の実施頻度につ	9. 防災訓練の実施頻度につ	9. 防災訓練の実施頻度につ	9. 防災訓練の実施頻度につ	いて定められていること。
	いて定められていること。	いて定められていること。	いて定められていること。	いて定められていること。	いて定められていること。	いて定められていること。	いて定められていること。	
設計想定事象等	1. 許可を受けたところによる	1. 許可を受けたところによる	1) 許可を受けたところによる	1. 許可を受けたところによる	1. 許可を受けたところによる	1. 許可を受けたところによる	1. 許可を受けたところによる	1. 許可を受けたところによる

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
に対する原子力施	基本設計ないし基本的設計方	基本設計ないし基本的設計方	基本設計ないし基本的設計方	基本設計ないし基本的設計方	基本設計ないし基本的設計方	基本設計ないし基本的設計方	基本設計ないし基本的設計方	基本設計ないし基本的設計方
設の機能の保全	針に則した対策が機能するよ	針に則した対策が機能するよ	針又は法第43条の3の2第2	針に則した対策が機能するよ	針に則した対策が機能するよ	針に則した対策が機能するよ	針に則した対策が機能するよ	針に則した対策が機能するよ
に関する措置	う、想定する事象に応じて、次	う、想定する事象に応じて、次	項の認可を受けた廃止措置	う、想定する事象に応じて、次	う、想定する事象に応じて、次	う、想定する事象に応じて、次	う、想定する事象に応じて、次	う、想定する事象に応じて、次
	に掲げる措置を講ずることが	に掲げる措置を講ずることが	計画に則した対策が機能する	に掲げる措置を講ずることが	に掲げる措置を講ずることが	に掲げる措置を講ずることが	に掲げる措置を講ずることが	に掲げる措置を講ずることが
	定められていること。	定められていること。	よう、想定する事象に応じて、	定められていること。	定められていること。	定められていること。	定められていること。	定められていること。
			次に掲げる措置を講ずること					
			が定められていること。					
	(1)発電用原子炉施設の必	(1)試験研究用等原子炉施	a) 試験研究用等原子炉施設	(1)加工施設の必要な機能を	(1)再処理施設の必要な機能	(1)廃棄物管理施設の必要な	(1)廃棄物埋設施設の必要な	(1)使用施設等の機能の保
	要な機能を維持するための活	設の必要な機能を維持するた	の必要な機能を維持するため	維持するための活動に関する	を維持するための活動に関す	機能を維持するための活動に	機能を維持するための活動を	全のための活動を行うための
	動に関する計画を策定し、要	めの活動に関する計画を策定	の活動に関する計画を策定	計画を策定し、要員を配置す	る計画を策定し、要員を配置	関する計画を策定し、要員を	行うための必要な計画を策定	必要な機能を維持するための
	員を配置するとともに、計画に	し、要員を配置するとともに、	し、要員を配置するとともに、	るとともに、計画に従って必要	するとともに、計画に従って必	配置するとともに、計画に従っ	し、要員を配置するとともに、	活動に関する計画を策定し、
	従って必要な活動を行わせる	計画に従って必要な活動を行	計画に従って必要な活動を行	な活動を行わせること。特に、	要な活動を行わせること。特	て必要な活動を行わせるこ	計画に従って必要な活動を行	要員を配置するとともに、計画
	こと。特に、当該計画には、以	わせること。特に、当該計画	わせること。特に、当該計画	当該計画には、次に掲げる事	に、当該計画には、次に掲げ	と。特に、火災が発生した場	わせること。特に火災が発生	に従って必要な活動を行わせ
	ー 下の事象を含めること。	には、次に掲げる事項を含め	には、次に掲げる事項を含め	 項を含めること。	る事項を含め	合に対しては、可燃物の管	した場合に対しては、可燃物	ること。特に以下の事象に対
		ること。	<u>ること。</u>		ること。	理、消防吏員への通報、消火	の管理、消防吏員への通報、	しては、それぞれに記載する
						又は延焼の防止その他消防	消火又は延焼の防止その他	事項を含めて計画しているこ
						隊が火災の現場に到着する	消防隊が火災の現場に到着	٤.
						までに行う活動を含めて計画	するまでに行う活動を含めて	<u> </u>
						していること。	 計画していること。	
	イ 火災	<u>イ 火災</u>	イ 火災	<u>イ 火災</u>	<u>イ 火災</u>	<u>イ 火災</u>	<u>イ 火災</u>	<u>イ 火災</u>
	可燃物管理、消防吏員へ	可燃物管理、消防吏員へ	可燃物の管理、消防吏員	可燃物管理、消防吏員へ	可燃物管理、消防吏員へ	可燃物管理、消防吏員へ	可燃物管理、消防吏員へ	可燃物管理、消防吏員へ
	の通報、消火又は延焼の防		への通報、消火又は延焼の			の通報、消火又は延焼の防	の通報、消火又は延焼の防	の通報、消火又は延焼の防
	止その他消防隊が火災の現	止その他消防隊が火災の現	防止その他消防隊が火災の	止その他消防隊が火災の現	止その他消防隊が火災の現	止その他消防隊が火災の現	止その他消防隊が火災の現	止その他消防隊が火災の現
	場に到着するまでに行う活動	場に到着するまでに行う活動	現場に到着するまでに行う活	場に到着するまでに行う活動	場に到着するまでに行う活動	場に到着するまでに行う活動	場に到着するまでに行う活動	場に到着するまでに行う活動
	<u>に関すること</u>	<u>に関すること</u>	動に関すること。	<u>に関すること</u>	<u>に関すること</u>	<u>に関すること</u>	<u>に関すること</u>	<u>に関すること</u>
	<u>ロ <mark>重大事故</mark>に至るおそれの</u>	(該当なし)	(該当なし)	ロ <mark>重大事故等</mark>	<u>ロ <mark>重大事故</mark>に至るおそれの</u>	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)
	ある事故(運転時の異常な過				ある事故(運転時の異常な過			
	渡変化及び設計基準事故を				渡変化及び設計基準事故を			
	除く。) 又は重大事故(以下				除く。) 又は重大事故(以下			
	「重大事故等」という。)				「重大事故等」という。)			
	①重大事故等発生時におけ			①重大事故等発生時におけ	①重大事故等発生時におけ			
	る炉心の著しい損傷を防止す			る臨界事故を防止するための	るセル内において発生する臨			
	るための対策に関すること。			対策に関すること。	界事故を防止するための対策			
					<u>に関すること</u> 。			
	②重大事故等発生時におけ			②重大事故等発生時におけ	②重大事故等発生時におけ			
	る原子炉格納容器の破損を			る核燃料物質等を閉じ込める	る使用済燃料から分離された			
	防止するための対策に関する			機能の喪失を防止するための	物であって液体状のもの又は			
	<u>こと。</u>			対策に関すること。	液体状の放射性廃棄物を冷			
					却する機能が喪失した場合に			
	③重大事故等発生時におけ				セル内において発生する蒸発			
	る使用済燃料貯蔵設備に貯				乾固を防止するための対策に			
	蔵する燃料体の著しい損傷を				関すること。			
	防止するための対策に関する							
	<u>こと。</u>				③重大事故等発生時におけ			
	a-1-11				る放射線分解によって発生す			
	④重大事故等発生時におけ				る水素が再処理設備の内部			
	る原子炉停止時の燃料体の				に滞留することを防止する機			
	著しい損傷を防止するための				能が喪失した場合にセル内に			
	対策に関すること。				おいて発生する水素による爆			
					発を防止するための対策に関			
		ロ 発生頻度が設計基準事故			<u>すること。</u>			ロ 発生頻度が設計基準事故
		より低い事故であって、使用						より低い事故であって、使用
			研究用等原子炉施設から多		④③に掲げるもののほか、重			施設等から多量の放射性物
		質又は放射線を放出するおそ	量の放射性物質又は放射線		大事故等発生時におけるセル			質又は放射線を放出するおそ

研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	れがあるもの(以下「 <mark>多量の放</mark>	を放出するおそれがあるもの		内において発生する有機溶媒			れがあるもの(以下「 <mark>多量の放</mark>
	<u>射性物質等を放出する事故</u> 」	<u>(以下「<mark>多量の放射性物質等</mark></u>		その他の物質による火災又は			<mark>射性物質等を放出する事故</mark> 」
	<u>という。)</u>	<mark>を放出する事故</mark> 」という。)		爆発を防止するための対策に			<u>という。)</u>
	当該事故の拡大を防止す	当該事故の拡大を防止す		<u>関すること。</u>			当該事故の拡大を防止す
	るために必要な措置に関する	るために必要な措置に関する					<u>るために必要な措置に関する</u>
	<u>こと。</u>	<u>こと。</u>		<u>⑤重大事故等発生時におけ</u>			<u>こと。</u>
				る使用済燃料貯蔵設備に貯			/=+ \/ +>  \
				蔵する使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関			(該当なし)
				傷を緩和するための対策に関 すること。			
				<u>9 3CC.</u>			
				⑥①から⑤に掲げるもののほ			
				か、重大事故等発生時におけ			
				る放射性物質の漏えいを防止			
				するための対策に関するこ			
				<u>ی ع</u>			
<u>⑤発生する有毒ガスからの運</u>				⑦発生する有毒ガスからの操			
転員等の防護に関すること				作員等の防護に関すること。			
	c=t ale to 1	c=t-ste to 1			estate to a	(=+ )(; t, )	(=+ )( (-1)
ハ 大規模な自然災害又は故	(該当なし)	(該当なし)	ハ 大規模な自然災害又は故	ハ 大規模な自然災害又は故	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)
意による大型航空機の衝突その場合による大型航空機の衝突を			意による大型航空機の衝突その他のラスルズノによる地で	意による大型航空機の衝突その他のラスリズンによる東部			
の他のテロリズムによる発電 用原子炉施設の大規模な損			の他のテロリズムによる加工 施設施設の大規模な損壊(以	の他のテロリズムによる再処 理施設の大規模な損壊(以下			
<u>                                    </u>			<u>心設心設め<mark>大焼候な損壊</mark>(以</u>   下「大規模損壊」という。)	<u>                                    </u>			
<mark>域 (以下 )                                  </mark>			<u>  「八元(天)兵場                                    </u>	<u>「八州矢頂塚」Cいり。)</u>			
<u> </u>							
①大規模損壊発生時におけ			①大規模損壊発生時におけ	①大規模損壊発生時におけ			
る大規模な火災が発生した場			る大規模な火災が発生した場	る大規模な火災が発生した場			
合における消火活動に関する			合における消火活動に関する	合における消火活動に関する			
<u>こと。</u>			<u>こと。</u>	<u>こと。</u>			
②大規模損壊発生時におけ			②大規模損壊発生時におけ				
る炉心の著しい損傷を緩和す			る臨界事故の影響を緩和する				
るための対策に関すること。			ための対策に関すること。				
┃ ┃ ③大規模損壊発生時におけ			   ③大規模損壊発生時におけ				
る原子炉格納容器の破損を			る核燃料物質等を閉じ込める				
緩和するための対策に関する			機能の喪失の影響を緩和す				
こと。			るための対策に関すること。				
				② 大規模損壊発生時におけ			
④大規模損壊発生時におけ				る使用済燃料貯蔵設備の水			
る使用済燃料貯蔵槽の水位				位を確保するための対策及び			
を確保するための対策及び燃				使用済燃料の著しい損傷を緩			
料体の著しい損傷を緩和する				和するための対策に関するこ			
ための対策に関すること。				<u> 논.</u>			
┃ ┃⑤大規模損壊発生時におけ			   ④大規模損壊発生時におけ	   ③ 大規模損壊発生時におけ			
る放射性物質の放出を低減			る放射性物質の放出を低減	る放射性物質の放出を低減			
なが、日本の対策に関するこ			するための対策に関するこ	するための対策に関するこ			
<u> </u>			<u> と。</u>	<u>よ</u> 。			
(2)必要な機能を維持するた	(2)必要な機能を維持するた	b) 必要な機能を維持するた	(2)必要な機能を維持するた	(2)必要な機能を維持するた	(2)必要な機能を維持するた	(2)必要な機能を維持するた	(2)必要な機能を維持するた
めの活動を行う <mark>要員に対す</mark>	めの活動を行う <mark>要員に対する</mark>	めの活動を行う <mark>要員に対する</mark>		めの活動を行う <mark>要員に対する</mark>	めの活動を行う <mark>要員に対する</mark>	めの活動を行う <mark>要員に対する</mark>	めの活動を行う <mark>要員に対する</mark>
<mark>る教育及び訓練</mark> に関するこ		<mark>教育及び訓練</mark> に関すること。	教育及び訓練に関すること。	教育及び訓練に関すること。	教育及び訓練に関すること。	教育及び訓練に関すること。	<mark>教育及び訓練</mark> に関すること。
と。特に <mark>重大事故等又は大規</mark>		特に多 <mark>量の放射性物質等を</mark>	特に <mark>重大事故等又は大規模</mark>	特に <mark>重大事故等又は大規模</mark>			特に <mark>多量の放射性物質等を</mark>
模損壊の発生時における発 		放出する事故の発生時にお	損壊の発生時における加工	損壊の発生時における再処			放出する事故の発生時にお
電用原子炉施設の必要な機	ける試験研究用等原子炉施	ける試験研究用等原子炉施	施設の必要な機能を維持する	理施設の必要な機能を維持			ける使用施設等の必要な機

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
	能を維持するための活動を行	設の必要な機能を維持する活	設の必要な機能を維持するた		するための活動を行う要員に	70 X 17 A - 180 D		能を維持するための活動を行
	う要員に対する教育及び訓練	動を行う要員に対する教育及	めの活動を行う要員に対する	る教育及び訓練については、	対する教 <mark>育</mark> 及び訓練について			う要員に対する教育及び訓練
	については、それぞれ毎年1	び訓練については、毎年1回	教育及び訓練については、毎	それぞれ毎年1回以上定期に	は、 <mark>それぞれ毎年1回以上定</mark>			については、毎年1回以上定
	回以上定期に実施すること。		年1回以上定期に実施するこ	<mark>実施</mark> すること。	<mark>期に実施</mark> すること。			<mark>期に実施</mark> すること。
			<u></u>					
	(3)必要な機能を維持するた	(3)必要な機能を維持するた	c) 必要な機能を維持するた	(3)必要な機能を維持するた	(3)必要な機能を維持するた	(3)必要な機能を維持するた	(3)必要な機能を維持するた	(3)必要な機能を維持するた
	めの活動を行うために必要	めの活動を行うために必要な	めの活動を行うために必要な	めの活動を行うために必要な	めの活動を行うために必要な	めの活動を行うために必要な	めの活動を行うために必要な	めの活動を行うために必要な
	な <mark>電源車、消防自動車、化学</mark>	<mark>照明器具、無線機器その他の</mark>	<mark>照明器具、無線機器その他の</mark>	<mark>可搬消防ポンプ又は化学消</mark>	電源車、消防自動車、化学消	<mark>照明器具、無線機器その他の</mark>	<mark>照明器具、無線機器その他の</mark>	<mark>照明器具、無線機器その他の</mark>
	<mark>消防自動車、泡消火薬剤、消</mark>	<mark>資機材</mark> を備え付けること。	<mark>資機材</mark> を備え付けること。	<mark>防自動車、泡消火薬剤、電源</mark>	<mark>防自動車、泡消火薬剤、消火</mark>	<mark>資機材</mark> を備え付けること。	<mark>資機材</mark> を備え付けること。	<mark>資機材</mark> を備え付けること。
	火ホース、照明器具、無線機			<mark>その他の資機材</mark> を備え付ける	<mark>ホースその他の資機材</mark> を備え			
	器、フィルターその他の資機			<u>こと。</u>	<u>付けること。</u>			
	<mark>材</mark> を備え付けること。							
	(A) 7 0 11 N T 4 10 10 4 14 14	(a) 7 0 11 3 Tt 4 44 44 4 44 4	0 7 0 N N T 4 W N + W H	(A) 7 0 11 2 Tt 4 44 44 4 44 4	(A) 7 0 11 2 T 4 14 14 4 4 14 1	(a) 7 0 11 3 Tt 4 44 44 4 44 4	(A) 7 0 11 2 Tt 4 44 44 44 44	( a ) 7 a 11 3 T 4 14 14 14 14 14 14
	(4)その他必要な機能を維持	(4)その他必要な機能を維持		(4)その他必要な機能を維持	(4)その他必要な機能を維持	(4)その他必要な機能を維持		(4)その他必要な機能を維持
	するための活動を行うために	するための活動を行うために	するための活動を行うために	するための活動を行うために	するための活動を行うために	するための活動を行うために	するための活動を行うために	するための活動を行うために
	必要な体制を整備すること。	<u>必要な体制を整備すること。</u>	必要な体制を整備すること。	<u>必要な体制を整備すること。</u>	<u>必要な体制を整備すること。</u>	<u>必要な体制を整備すること。</u>	<u>必要な体制を整備すること。</u>	<u>必要な体制を整備すること。</u>
施設の施設管理	1. 施設管理方針、施設管理		│ │ 1)施設管理方針、施設管理	1. 施設管理方針、施設管理	1. 施設管理方針、施設管理		1. 施設管理方針、施設管理	1. 施設管理方針、施設管理
ルのスツルの以上生	<u>1. 施設管理力面、施設管理</u>   目標及び施設管理実施計画	<u>1. 施設官垤力町、施設官垤</u> 目標及び施設管理実施計画	<u>17 施設管理力調、施設管理</u>   目標及び施設管理実施計画	1. 施設官垤力町、施設官垤   目標及び施設管理実施計画	<u>  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	<u>1. 施設官垤力町、施設官垤</u> 目標及び施設管理実施計画		<u>1. 施設官垤力町、施設官垤</u>   目標及び施設管理実施計画
	の策定並びにこれらの評価及	の策定並びにこれらの評価及	の策定並びにこれらの評価及	の策定並びにこれらの評価及	の策定並びにこれらの評価及	の策定並びにこれらの評価及		の策定並びにこれらの評価及
	び改善について、「原子力事	び改善について、「原子力事	び改善について、「原子力事	び改善について、「原子力事	び改善について、「原子力事	び改善について、「原子力事	び改善について、「原子力事	び改善について、「原子力事
	業者等における使用前事業	業者等における使用前事業		業者等における使用前事業	業者等における使用前事業	業者等における使用前事業		業者等における使用前事業
	者検査、定期事業者検査、保	者検査、定期事業者検査、保	者検査、定期事業者検査、保	者検査、定期事業者検査、保	者検査、定期事業者検査、保	者検査、定期事業者検査、保	者検査、定期事業者検査、保	者検査、定期事業者検査、保
	安のための措置等に係る運	安のための措置等に係る運	安のための措置等に係る運	安のための措置等に係る運	安のための措置等に係る運	安のための措置等に係る運	安のための措置等に係る運	安のための措置等に係る運
	用ガイド」(原規規発第1912	用ガイド」(原規規発第1912	用ガイド」(原規規発第1912	用ガイド」(原規規発第1912	用ガイド」(原規規発第1912	用ガイド」(原規規発第1912	用ガイド」(原規規発第1912	用ガイド」(原規規発第1912
	257号-7(令和元年12月2	257号-7(令和元年12月2	257号-7(令和元年12月2	257号-7(令和元年12月2	257号-7(令和元年12月2	257号-7(令和元年12月2	257号-7(令和元年12月2	257号-7(令和元年12月2
	5日原子力規制委員会決	5日原子力規制委員会決	5日原子力規制委員会決	5日原子力規制委員会決	5日原子力規制委員会決	5日原子力規制委員会決	5日原子力規制委員会決	5日原子力規制委員会決
	定))を参考として定めている	定))を参考として定めている	定))を参考として定められて	定))を参考として定めている	<u>定))を参考として定めている</u>	定))を参考として定めている	<u>定))を参考として定めている</u>	定))を参考として定めている
	<u>こと。</u>	<u>こと。</u>		<u>こと。</u>	<u>こと。</u>	<u>こと。</u>	<u>こと。</u>	<u>こと。</u>
			可後に安全機能を維持する必					
	2. 発電用原子炉施設の経年	2. 試験研究用等原子炉施設	要のある施設の施設管理を		2. 再処理施設の経年劣化に	2. 廃棄物管理施設の経年劣	(該当なし)	(該当なし)
	劣化に係る技術的な評価に	の経年劣化に係る技術的な	<u>含む。)。</u>	る技術的な評価に関すること	係る技術的な評価に関するこ	化に係る技術的な評価に関す		
	関することについては、「実用	<u>評価に関することについて</u> は、「試験研究用等原子炉施		については、「加工施設及び	とについては、「加工施設及 び再処理施設の高経年化対	ることについては、「廃棄物管 理施設の定期的な評価に関		
	発電用原子炉施設における 高経年化対策実施ガイド」を	設の定期的な評価に関する		再処理施設の高経年化対策 に関する基本的考え方」(平	<u>ひ再処理施設の高程年化対</u>   策に関する基本的考え方につ	<u> </u>		
	参考とし、研開炉規則第77条	運用ガイド」(原規規発第191				<u>9 る建用ガイド」(原目廃充第</u> 13112713号(平成25年1		
	に規定された発電用原子炉			成20年5月19日原子力安	2号(平成20年5月19日原子	1月27日原子力規制委員会		
	施	日原子力規制委員会決定))		全・保安院制定))等を参考と		決定))等を参考とし、廃棄物		
	設の経年劣化に関する技術	を参考とし、試験炉規則第9		し、加工規則第7条の4の2に	考とし、再処理規則第11条の	管理規則第29条の2に規定		
	的な評価を実施するための手	条の2に規定された試験研究		規定された加工施設の経年	2に規定された再処理施設の	された廃棄物管理施設の経		
	順及び体制を定め、当該評価	用等原子炉施設の経年劣化		劣化に関する技術的な評価を	経年劣化に関する技術的な	年劣化に関する技術的な評		
	を定期的に実施することが定	に関する技術的な評価を実施		実施するための手順及び体	評価を実施するための手順及	価を実施するための手順及び		
	<u>められていること。</u>	するための手順及び体制を定		制を定め、当該評価を定期的	び体制を定め、当該評価を定	体制を定め、当該評価を定期		
		め、当該評価を定期的に実施		に実施することが定められて	期的に実施することが定めら	的に実施することが定められ		
		<u>することが定められているこ</u>		<u>いること。</u>	<u>れていること。</u>	<u>ていること。</u>		
		<u>と。</u>						
					○ <del>古来た明松() □ □ ※ ○ ○</del>	ᇰᆥᆂᅔᄩᄡᆚᆂᄝᄡᄵᇰ	/=t \\ t > \	(=t )( t > 1 )
	3. <mark>運転を開始した日以後3</mark> 0年を経過した発電用原子	3. <mark>運転を開始した日以後30</mark> 年を経過した試験研究用等原	   (該当なし)	3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設につい	3. 事業を開始した日以後20年を経過した再処理施設につ		(談当なし)	(該当なし)
	「 <mark>炉</mark> については、長期施設管理	年を経過した試験研究用等原 子炉については、長期施設管	(成当なし)	年を経過した加工施設につい   ては、長期施設管理方針が定	<u>年を経過した再処理施設につ</u>   いては、長期施設管理方針が	O年を経過した廃棄物管理 施設については、長期施設管		
	方針が定められていること。	サル こういでは、長期施設官 理方針が定められているこ		<u>Cは、長期他設官理力軒が正</u>   められていること。	<u>いては、長期旭設官理方軒か</u>   定められていること。	<u>                                    </u>		
	77年177万年でいる16でいること。	<u> </u>		<u>07510 €0 'Ø⊏€</u>	をなりられたでいること。	<u> </u>		
		<u></u>				<u></u>		
	4. 研開炉規則第87条第1項	4. 試験炉規則第15条第1項		   4. 加工規則第8条第1項第1	   4. 再処理規則第17条第1項	4. 廃棄物管理規則第34条		
	第18号に掲げる発電用原子				第17号に掲げる再処理施設			
	炉施設の施設管理に関するこ	等原子炉施設の施設管理に			の施設管理に関することを変			
		関することを変更しようとする			更しようとする場合(再処理規			

	777 BB 1/C	TT #h !=	可办是/走.1.44=\	4n 44-2n	∓ hn τΩ ₩-≥n.	<b>库李华在70</b> 4-50.	,m=n.++-=n.	# m # =n, #*
	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	<b>廃棄物管理施設</b>	埋設施設	使用施設等
	開炉規則第77条第1項から			の4の2第1項若しくは第2項	則第11条の2第1項若しくは	合(廃棄物管理規則第29条		
	第3項までの規定により長期				第2項の規定により長期施設			
		により長期施設管理方針を策			管理方針を策定し、又は同条			
	同条第4項の規定により長期				第3項の規定により長期施設			
		により長期施設管理方針を変			管理方針を変更しようとする			
	する場合に限る。)は、申請書				場合に限る。)は、申請書に再			
	に研開炉規則第77条第1				処理規則第11条の2第1項			
	項、第2項若しくは第3項の評				若しくは第2項の評価の結果			
	価の結果又は第4項の見直し				又は第3項の見直しの結果を			
	の結果を記載した書類(以下			した書類(以下「技術評価書」	記載した書類(以下「技術評			
	「技術評価書」という。)が添付			<u>という。)が添付されているこ</u>	価書」という。)が添付されて			
	<u>されていること。</u>	が添付されていること。		<u> 논.</u>	<u>いること。</u>	う。)が添付されていること。		
	│ │5. 長期施設管理方針及び技				   5. 長期施設管理方針及び技			
	<u>5. 長期施設官垤万町及び投</u>   術評価書の内容は、「実用発				<u>5. 長期施設官垤万町及び投</u>   術評価書の内容は、「加工施			
					<u>州計画者の内谷は、1加工ル</u>   設及び再処理施設の高経年			
					<u> </u>			
	経年化対策実施ガイド」を参							
	考として記載されていること。			<u>カ」寺を参考として記載されて</u>   いること。	<u>方について」等を参考として記</u> 載されていること。	製で10でいること。		
				<u>v⊘⊏C∘</u>				
	 │6. <mark>使用前事業者検査及び定</mark>	 │5. <mark>使用前事業者検査及び定</mark>	2) <mark>使用前事業者検査及び定</mark>	 │6. <mark>使用前事業者検査及び定</mark>	   6. <mark>使用前事業者検査及び定</mark>	   6. <mark>使用前事業者検査及び定</mark>	  (記載はないが、1.に含まれ	2   使用前検査の実施に関す
	期事業者検査の実施に関す		期事業者検査の実施に関す		期事業者検査の実施に関す			ることが定められていること。
	ることが定められていること	ることが定められていること。	ることが定められていること。	ることが定められていること。	ることが定められていること。	ることが定められていること。	.007	なお、品質管理基準規則第4
		なお、品質管理基準規則第	なお、品質管理基準規則第			なお、品質管理基準規則第		8条第5項及び品質管理基準
		48条第5項及び品質管理基	48条第5項及び品質管理基			48条第5項及び品質管理基		規則解釈第48条2の規定に
		準規則解釈第48条2の規定	準規則解釈第48条2の規定			準規則解釈第48条2の規定		基づき、当該使用前検査等の
		に基づき、当該使用前事業者	に基づき、当該使用前事業者			に基づき、当該使用前事業者		対象となる機器等の工事(補
		検査等の対象となる機器等の	検査等の対象となる機器等の			検査等の対象となる機器等の		修、取替え、改造等)又は点
		工事(補修、取替え、改造等)	工事(補修、取替え、改造等)	規則解釈第48条2の規定に		工事(補修、取替え、改造等)		検に関与していない要員に検
		又は点検に関与していない要	又は点検に関与していない要			又は点検に関与していない要		査を実施させることとしてもよ
		員に検査を実施させることとし	員に検査を実施させることとし	査等の対象となる機器等の工		員に検査を実施させる体制で		U'.
		てもよい。	てもよい。	事(補修、取替え、改造等)又		もよい。		
				は点検に関与していない要員				
				に検査を実施させる体制でも				
				よい。				
施設の定期的な	該当なし	1. 試験研究用等原子炉施設	該当なし	該当なし	該当なし	1. 廃棄物管理施設の定期的	1. 廃棄物埋設施設の定期的	該当なし
評価		の定期的な評価について、				な評価に関することについて	な評価等に関することについ	
		「試験研究用等原子炉施設の				は、「廃棄物管理施設の定期	ては、「第二種廃棄物埋設施	
		定期的な評価に関する実施ガ				<u>的な評価に関するガイド」</u> を参	設の定期的な評価等に関す	
		イド」を参考に、試験炉規則第				考に、廃棄物管理規則第33	る運用ガイド」(原管廃発第1	
		14条の2に規定された試験				条の2に規定された廃棄物管	311279号(平成25年11月	
		研究用等原子炉施設の定期				理施設の定期的な評価を実	27日原子力規制委員会決	
		的な評価を実施するための手				施するための手順及び体制を	定))を参考に、第二種埋設規	
		順及び体制を定め、当該評価				定め、当該評価を定期的に実	則第19条の2に規定された	
		を定期的に実施することが定				施することが定められている	廃棄物埋設施設の定期的な	
		められていること。				こと。	評価等を実施するための手順	
							及び体制を定め、当該評価を	
							定期的及び放射能の減衰に	
							応じた第二種廃棄物埋設につ	
							いての保安のために講ずべき	
							措置を変更しようとするときに	
							実施することが定められてい	
							ること。	
		2. 試験研究用等原子炉施設				2. 廃棄物管理施設の定期的	2. 廃棄物埋設施設の定期的	
		の定期的な評価に関すること				な評価に関することについて	な評価等に関することについ	
		については、試験炉規則第1				は、廃棄物管理規則 <u>第33条</u>	ては、第二種埋設規則第19	

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
		4条の2の規定に基づく措置				の2の規定に基づく措置を講	条の2第1項又は第2項の規	
		を講じたときは、同条に掲げる				じたときは、同条各項に掲げ	定に基づく措置を講じたとき	
		評価の結果を踏まえて、保安				る評価の結果を踏まえて、保	は、これらの項の各号に掲げ	
		活動の計画、実施、評価及び				安活動の計画、実施、評価及	る評価の結果を踏まえて、保	
		改善並びにQMSの改善を行				び改善並びに <u>QMS</u> の改善を	安活動の計画、実施、評価及	
		うことが定められていること。				行うことが定められているこ	び改善並びに <u>QMS</u> の改善を	
						ا کی	行うことが定められているこ	
記録及び報告	1. 発電用原子炉施設に係る	1. 試験研究用等原子炉施設	1)試験研究用等原子炉施設	1. 加工施設に係る保安に関	1. 再処理施設に係る保安に	1. 廃棄物管理施設に係る保	と。   1. 廃棄物埋設施設に係る保	1. 使用施設等に係る保安に
記数次の取り	保安に関し、必要な記録を適	に係る保安に関し、必要な記	に係る保安に関し、必要な記	し、必要な記録を適正に作成	関し、必要な記録を適正に作		I .	関し、必要な記録を適正に作
	正に作成し、管理することが	1	録を適正に作成し、管理する	し、管理することが定められて	成し、管理することが定められ	に作成し、管理することが定	に作成し、管理することが定	
	定められていること。その際、	ことが定められていること。そ	ことが明確に記載されている		ていること。その際、保安規定	められていること。その際、	められていること。その際、保	
	保安規定及びその下位文書		こと。その際、保安規定及び		及びその下位文書において、	保安規定及びその下位文書	安規定及びその下位文書に	及びその下位文書において、
	において、必要な記録を適正	文書において、必要な記録を	その下位文書において、必要	必要な記録を適正に作成し、	必要な記録を適正に作成し、	において、必要な記録を適正	おいて、必要な記録を適正に	必要な記録を適正に作成し、
	において、必要な記録を過止   に作成し、管理するための措	適正に作成し、管理するため	な記録を適正に作成し、管理	必要な記録を <u>過止</u> に作成し、   管理するための措置が定めら	地安な記録を過止に作成し、  管理するための措置が定めら		作成し、管理するための措置	管理するための措置が定めら
	置が定められていること。	の措置が定められているこ	するための措置が定められて	れていること。	れていること。	置が定められていること。	が定められていること。	れていること。
	直が足められていること。	と。	いること。	1000000	1000000	直がためられていること。	が足められていること。	1100000
		<u> </u>	<u> </u>					
	2. 研開炉規則第62条に定	2. 試験炉規則第6条に定め	2)試験炉規則第6条に定め	2. 加工規則第7条に定める	2. 再処理規則第8条に定め	2. 廃棄物管理規則第26条	2. 第二種埋設規則第13条	2. 使用規則第2条の11に定
	める記録について、その記録	る記録について、その記録の	る記録について、その記録の	<u> </u>		に定める記録について、その	に定める記録について、その	
	の管理に関すること(計量管	管理に関すること(計量管理	管理に関すること(計量管理	理に関すること(計量管理規	管理に関すること(計量管理		記録の管理に関すること(計	の管理に関すること(計量管
	理規定及び核物質防護規定	規定及び核物質防護規定で	規定及び核物質防護規定で	定及び核物質防護規定で定	規定及び核物質防護規定で	量管理規定及び核物質防護	量管理規定及び核物質防護	理規定及び核物質防護規定
	で定めるものを除く。) が定め	定めるものを除く。)が定めら	定めるものを除く。)が定めら	<u>めるものを除く。)</u> が定められ	<u>定めるものを除く。)</u> が定めら	規定で定めるものを除く。) 管	規定で定めるものを除く。) が	で定めるものを除く。) が定め
	られていること。	<u>れていること。</u>	<u>れていること。</u>	ていること。	れていること。	理が定められていること。	定められていること。	られていること。
	   3. 発電所長及び発電用原子	   3. 事業所長及び試験研究用	3)事業所長及び廃止措置主	   3. 事業所長及び核燃料取扱	2 車業所長及び核機料取扱	   3. 事業所長及び廃棄物取扱	2 東業所長及が家畜物取扱	3. 工場又は事業所の長及び
	5. 元電所及び元電用点		任者に報告すべき事項が定	I .	主任者に報告すべき事項が		主任者に報告すべき事項が	保安の監督に関する責任者
	事項が定められていること	すべき事項が定められている	められていること。	定められていること。	定められていること。	定められていること。	定められていること。	に報告すべき事項が定められ
	争項が足められていること	こと。	875/11 CU SCC.	足のられていること。	足のられていること。	足のられていること。	足のられていること。	ていること。
		<u></u>						<u></u>
	4. 特に、研開炉規則第129	4. 特に、試験炉規則第16条	4)特に、試験炉規則第16条	   4. 特に、加工規則第9条の1	4 特に 再処理規則第19条	   4. 特に、廃棄物管理規則第	4. 特に、第二種埋設規則第	4. 特に、使用規則第6条の1
	条各号に掲げる事故故障等		の14各号に掲げる事故故障		の16各号に掲げる事故故障	35条の16各号に掲げる事	22条の17各号に掲げる事故	
	の事象及びこれらに準ずる		等の事象及びこれらに準ずる	事象及びこれらに準ずるもの	等の事象及びこれらに準ずる		故障等の事象及びこれらに準	事象及びこれらに準ずるもの
	ものが発生した場合におい		ものが発生した場合において	が発生した場合においては、		に準ずるものが発生した場	ずるものが発生した場合にお	が発生した場合においては、
	ては、経営責任者に確実に報	<del></del>	は、経営	経営責任者に確実に報告が		合においては、経営責任者に	いては、経営責任者に確実に	経営責任者に確実に報告が
	告がなされる体制が構築さ			なされる体制が構築されてい	がなされる体制が構築されて		報告がなされる体制が構築さ	なされる体制が構築されてい
	れていることなど、安全確保		る体制が構築されていること		いることなど、安全確保に関	が構築されていることなど、	れていることなど、安全確保	
	に関する経営責任者の強い	する経営責任者の強い関与	など、安全確保に関する経営		する経営責任者の強い関与		に関する経営責任者の強い	る経営責任者の強い関与が
	関与が明記されていること。	が定められていること。	責任者の強い関与が定めら	I .	が明記されていること。	者の強い関与が明記されてい	関与が明記されていること。	明記されていること。
	ואן זא אווווייייייייייייייייייייייייייייייי	<u> </u>	れていること。	331BC40 CV 0CC0	10 191HBC10 CC QCC0	ること。	IXI Y W WILDCAN CO GCC0	<u> </u>
	5. 当該事故故障等の事象に		5) 当該事故故障等の事象に	I .	5. 当該事故故障等の事象に	5. 当該事故故障等の事象に		
	準ずる重大な事象について、		準ずる重大な事象について、		準ずる重大な事象について、	準ずる重大な事象について、	準ずる重大な事象について、	準ずる重大な事象について、
	具体的に明記されているこ	具体的に明記されているこ	具体的に明記されているこ	具体的に明記されているこ	具体的に明記されているこ	具体的に明記されているこ	具体的に明記されているこ	
	ا کی	<u> </u>	<u> 논.</u>	ا کی	ا کی	ا کی	ا کی	<u> </u>
技術情報の共有	1. プラントメーカーなどの		=	1. メーカーなどの保守点検を	l .	1. メーカーなどの保守点検		1. メーカーなどの保守点検を
	保守点検を行った事業者か	行った事業者から得られた保	行った事業者から得られた保		行った事業者から得られた保	を行った事業者から得られ	行った事業者から得られた保	行った事業者から得られた保
	ら得られた保安に関する技	安に関する技術情報を事業	安に関する技術情報を事業者	安に関する技術情報を事業	安に関する技術情報を事業	た保安に関する技術情報を	安に関する技術情報を事業	安に関する技術情報を事業者
	術情報を他の事業者の情報	者の情報共有の場を活用し、	の情報共有の場を活用し、他	者の情報共有の場を活用し、	者の情報共有の場を活用し、	事業者の情報共有の場を活	者の情報共有の場を活用し、	の情報共有の場を活用し、他
	共有の場を活用し、他の発電	他の試験研究用等原子炉設	の試験研究用等原子炉設置	他の加工事業者と共有し、自	他の再処理事業者と共有し、	用し、他の廃棄物管理事業者	他の廃棄物埋設事業者と共	の使用者等と共有し、自らの
	用原子炉設置者と共有し、自	置者と共有し、自らの試験研	者と共有し、自らの試験研究	らの加工施設の保安を向上さ	自らの再処理施設の保安を	と共有し、自らの廃棄物管理	有し、自らの廃棄物埋設施設	使用施設等の保安を向上させ
	らの発電用原子炉施設の保		用等原子炉施設の保安を向	I .	向上させるための措置が定め		の保安を向上させるための措	るための措置が記載されてい
	安を向上させるための措置が		上させるための措置が記載さ	I .	られていること。	めの措置が記載されているこ	置が記載されていること。	ること。
	定められていること。	されていること。	れていること。	-		٤.		
不適合発生時の	1. 発電用原子炉施設の保安	1. 試験研究用等原子炉施設	1)試験研究用等原子炉施設	1. 加工施設の保安の向上を	1. 再処理施設の保安の向上	1. 廃棄物管理施設の保安の	1. 廃棄物埋設施設の保安の	1. 使用施設等の保安の向上

	研開炉	研究炉	研究炉(廃止措置)	加工施設	再処理施設	廃棄物管理施設	埋設施設	使用施設等
情報の公開	の向上を図る観点から、不適	の保安の向上を図る観点か	の保安の向上を図る観点か	図る観点から、不適合が発生	を図る観点から、不適合が発	向上を図る観点から、不適合	向上を図る観点から、不適合	を図る観点から、不適合が発
	合が発生した場合の公開基	ら、不適合が発生した場合の	ら、不適合が発生した場合の	した場合の公開基準が定めら	生した場合の公開基準が定	が発生した場合の公開基準	が発生した場合の公開基準	生した場合の公開基準が定
	準が定められていること。	公開基準が定められているこ	公開基準が定められているこ	れていること。	められていること。	が定められていること。	が定められていること。	<u>められていること。</u>
		<u> と。</u>	<u> と。</u>					
	0 tt to 0 0 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	o ##00081-881 #2#	0) ### 0 / PU - PU - # > ##			6 ## 6 0 B	0 ## 0 0 B	6 # +D 6 // PP // PP // # 5 /#
	2. 情報の公開に関し、原子	2. 情報の公開に関し、自ら管	2)情報の公開に関し、自ら管	2. 情報の公開に関し、原子	2. 情報の公開に関し、原子	2. 情報の公開に関し、自ら管	2. 情報の公開に関し、 <u>自ら管</u>	2. 情報の公開に関し、 <u>自ら管</u>
	力施設情報公開ライブラリー	理するウェブサイトへの登録	理するウェブサイトへの登録	力施設情報公開ライブラリー	力施設情報公開ライブラリー	理するウェブサイトへの登録	理するウェブサイトへの登録	理するウェブサイトへの登録
	への登録等に必要な事項が	<mark>等</mark> に必要な事項が定められて	<mark>等</mark> に必要な事項が定められて	への登録等に必要な事項が	への登録等に必要な事項が	等に必要な事項が定められて	<mark>等</mark> に必要な事項が定められて	<mark>等</mark> に必要な事項が定められて
	<u>定められていること。</u>	いること。	いること。	定められていること。	定められていること。	<u>いること。</u>	<u>いること。</u>	<u>いること。</u>
廃止措置の管理	   該当なし	   該当なし	廃止措置作業の計画、廃	該当なし	   該当なし	   該当なし	   該当なし	該当なし
			棄物の管理、廃止措置の実					
			施の管理について、必要な事					
			項が記録されていること。					
その他必要な事項	1. 日常のQMSに係る活動	1. 日常のQMSに係る活動	1)日常のQMSに係る活動の	1. 日常のQMSに係る活動	1. 日常のQMSに係る活動	1. 日常のQMSに係る活動	1. 日常のQMSに係る活動	1. 日常のQMSに係る活動
	の結果を踏まえ、必要に応	の結果を踏まえ、必要に応	結果を踏まえ、必要に応じ、	の結果を踏まえ、必要に応	の結果を踏まえ、必要に応	の結果を踏まえ、必要に応	の結果を踏まえ、必要に応	の結果を踏まえ、必要に応
	じ、発電用原子炉施設に係る	じ、試験研究用等原子炉施設	試験研究用等原子炉施設に	じ、加工施設に係る保安に関	じ、再処理施設に係る保安に	じ、廃棄物埋設施設に係る保	じ、廃棄物埋設施設に係る保	じ、使用施設等に係る保安に
	保安に関し必要な事項を定め	に係る保安に関し必要な事項	係る保安に関し必要な事項を	し必要な事項を定めているこ	関し必要な事項を定めている	安に関し必要な事項を定め	安に関し必要な事項を定めて	関し必要な事項を定めている
	ていること。	を定めていること。	定めてい	٤.	こと。	ていること。	いること。	こと。
			ること。					
	2. 保安規定を定める「目的」	2. 保安規定を定める「目的」	2) 保安規定を定める「目的」	2. 保安規定を定める「目的」	2. 保安規定を定める「目的」	2. 保安規定を定める「目的」	2. 保安規定を定める「目的」	2. 保安規定を定める「目的」
	が、核燃料物質、核燃料物質	が、核燃料物質、核燃料物質	が、核燃料物質、核燃料物質	が、核燃料物質による災害の	が、核燃料物質又は核燃料	が、核燃料物質、核燃料物質	が、核燃料物質、核燃料物質	が、核燃料物質又は核燃料
	によって汚染された物又は発	によって汚染された物又は試	によって汚染された物又は試	防止を図るものとして定めら	物質によって汚染された物に	によって汚染された物による	によって汚染された物による	物質によって汚染された物に
	電用用原子炉による災害の	験研究用等原子炉による災	験研究用等原子炉による災	れていること。	よる災害の防止を図るものと	災害の防止を図るものとして	災害の防止を図るものとして	よる災害の防止を図るものと
	防止を図るものとして定めら	害の防止を図るものとして定	害の防止を図るものとして定		して定められていること。	定められていること。	定められていること。	して定められていること。
	れていること。	められていること。	められていること。					